

平成20年予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成20年3月17日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 3時42分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 2号 平成20年度士別市一般会計予算

議案第 3号 平成20年度士別市診療施設特別会計

議案第 4号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 5号 平成20年度士別市老人保健特別会計予算

議案第 6号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成20年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成20年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成20年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成20年度士別市水道事業会計予算

議案第15号 平成20年度士別市病院事業会計予算

議案第16号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第18号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市立診療所条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市林業センター条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例について

議案第24号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について

議案第25号 士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

閉議宣告

出席委員（18名）

委員 山居忠彰君
委員 井上久嗣君
委員 粥川章君
委員長 柿崎由美子君
委員 谷口隆徳君
委員 田宮正秋君
委員 池田亨君
委員 菅原清一郎君
委員 神田壽昭君

委員 伊藤隆雄君
副委員長 丹正臣君
委員 小池浩美君
委員 岡崎治夫君
委員 山田道行君
委員 齊藤昇君
委員 牧野勇司君
委員 中村稔君
委員 岡田久俊君

欠席委員（3名）

委員 平野洋一君
委員 足利光治君
委員 遠山昭二君

事務局出席者

議会議務局長 辻本幸慈君
議会議務局
総務課主幹 近藤康弘君
議会議務局
総務課主事 中井聖子君

議会議務局 藤田功君
総務課長
議会議務局 浅利知充君
総務課主査

(午前10時00分開議)

委員長(柿崎由美子君) 予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(柿崎由美子君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

岡崎治夫委員、谷口隆徳委員を指名いたします。

なお、平野洋一委員、足利光治委員、遠山昭二委員から欠席の届け出があります。

委員長(柿崎由美子君) 付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。付託されました平成20年度予算案と関連議案について、一括して総括質問を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計ごとに予算案の内容審査を行うことにしたいと思っております。なお、内容の説明聴取は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方については、そのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから、次の委員の質問に入るという方法にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法については、そのように決定いたしました。

委員長(柿崎由美子君) それでは、これより審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は6名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、総括質問を行います。

小池浩美委員。

委員(小池浩美君) それでは、初めに道営住宅の駐車場使用料金が値上げされると、このことについてお聞きしたいと思います。

今年の6月1日から、道営住宅の駐車場使用料金が値上げされるということですが、士別市の場合は、道営住宅といいますとサウスタウン青葉ぐらいいい浮かばないんですが、まず士別市の場合、影響を受ける道営住宅というのは、どこなのかお聞きしたいということと、この値上げのことは、団地の住民の皆さんに知らされているのかどうか、まずこのことをお聞きしたいと思います。

委員長(柿崎由美子君) 森建築課主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

本市にある道営住宅は、サウスタウン青葉団地にある3棟60戸であります。

それと、現在質問がありました駐車場の通知についてですが、まだ本市のほうに通知のほうは来ておりませんので、住民の方も知らないと思っております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 通知が来ていないということは、ではこの値上げというのは、不確かだというふうに解釈してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 道営住宅における駐車場料金の改正については、市に通知がなく、詳細についてはわからない状況であります。道は平成20年6月から駐車場料金を1台につき月額2,920円、現行2,540円ですから、380円の増額になりますが、これに引き上げる予定であり、今準備を進めているとの聞き取りを行ったところであります。

なお、正式な通知は、今月末ごろになると聞いております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は、道と市とのそういうやりとり、つながりというのがよくわからないんですが、道のほうに確認したら、6月からやりますよということで連絡があって、そして正式な文書はまだ来ないと、そういうふうに解釈してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、値上げされるという前提で、この質問を進めてよろしいんですね。

それで、今おっしゃったように2,540円、これが2,920円に上がりますということですが、私の資料では、全道の道営住宅のうち、154団地が料金の引き上げの対象になっております。それで39団地が引き下げられるということになっておりますけれども、もちろんこのサウスタウン青葉は引き上げということで、380円上がるというふうになっておりますが、もう少し具体的な全道的な上げ幅とか、そういうことについて、それこそ道に確認されているのならば、教えていただきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 土岐建設水道部次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） お答えいたします。

正式な通知というのは、先ほど主幹のほうから申しましたとおり、一切まだ来ていなくて、道議会のほうで議論をしているという情報だけいただいております、その中でも値下げにな

る団地も、数の細かいところまでは調べておりませんが、幾らかありそうでありまして、基本的に近傍同士、駐車料金と申しますか、それぞれの地域の民間共同住宅等の駐車料金との整合性をとって、値上げになるもの、あるいは値下げになるものがあるというふうな情報をいただいているところでございます。

なお、近隣で申し上げますと、名寄市だとか旭川市の一部も、同じ2,920円に統一されるといような情報になってございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 駐車場の料金の改定というのは、道議会で論議されないと聞いているんですが、道議会の議決の要らない単なる規則の改正、道議会で論議があれば、大いに新聞報道とか、そういうのもこれから載ってくると思うんですけどね、単なる規則の改正だと思うんですけどもね。

今、道営住宅に住まいされている方の声として、また上げられるのは、とても困るという声が出ております。土別市でこのサウスタウンの入居募集を初めたのは、あれは2002年でしたが、2003年でしたが、そのときには駐車料金が1カ月2,030円でたしか募集したと思うんですよ。それが5年後の平成17年4月に上がっているんですね。510円上がって、2,540円になっています。それでそこから更に3年後、今年、また380円上がるということで、こんな調子で、3年、あるいは4年でどんどん上がるのは、とても困るという声も、あそこに住まいしている方々から出ていますけれども、これはその住まいしている方々の収入によって、何か軽減措置みたいなものはあるのでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 土岐次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） まず、道議会で論議という情報がございましたけれども、確かに委員のお話のとおり、駐車料金については規則での制定でございますので、料金そのものについては、議決等はなされないというふうに聞いております。全体の手数料等の見直しの中で論議されているというふうに聞いています。

お話のように、8年前、新たにサウスタウンが供用開始になったときに、2,030円で駐車料金を徴収してございます。その後、17年4月に2,540円に値上げた経過がございますが、その他の道の手数料等についても、おおむね4年ごとに見直しを検討して、その結果を反映しているという経過がございますので、我々といたしましても、今回6月に道営団地の駐車料金が上がるというようなことは、ちょっと想定はしていなかったものですが、若干、半年ほど早くに見直しが見られるような情報となっております。

確かに入居者の方々にとっては、380円であっても、毎月のことありますから、負担は増加すると思いますけれども、これらの減免については、ちょっと今、資料を持っていないんですけども、基本的には車をお持ちの方の手数料でございますので、車を持てるような方が、駐車料金も払えないというような状況は、ちょっと考えにくいなと思っております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ついでに聞くんですけども、この団地の管理というのは、どんなふうになっているのでしょうか。普通、道営住宅なんかの管理は、その団地の自治会が委託を受けて、一切の管理をしているというのが普通ではないかなと思うんですが、土別市の場合は、どのような形でここを管理しているかもお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

道営住宅サウスタウン青葉の団地は、平成18年4月より土別市が指定管理者として住宅の管理等を引き受けております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） すみません、もっと聞きたかったんですけども、中身も教えてください。どういうことをやっているか。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） その内容としましては、1つ目に入居者の公募、選考及びそれに伴う申請書の受け付け、抽せん会の開催に係る事務、同居者及び入居承継の承認に係る事務、収入申告書の徴集等の事務手続を行っております。2つ目に、建物の維持管理のために行う修繕、消防設備や受水槽の保守点検等を行っております。3つ目に、駐車場の管理につきましては、団地内の管理組合にお願いし、違法駐車の有無ですとか、除雪、ごみ拾い等をしていただき、定期的に報告を受けております。車庫証明に係る使用承諾書につきましては、市のほうで発行しております。これらのことを道に進達報告するとともに、道と連携をとりながら事務処理を行っている状況であります。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 委託料とかそういうものは、別にもらっているわけではないんですか。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

委託料につきましては、指定管理者に係る委託料につきましては、道との協定書により有効期限が4年間とされており、平成18年度は189万3,000円、19年度は188万9,000円、20年度及び21年度は、各189万1,000円となっております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はて、この委託料は市のほうに入ってきているんですね。どのように処理しているか、ちょっと教えてください。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 委託料の内容ですけれども、20年度の委託料189万1,000円の内訳としまして、管理事務費48万3,000円と施設維持費140万8,000円、これは修繕費69万9,000円と保守点検経費70万9,000円に分かれており、これらを合算した額となっております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 要するにこの委託料は、全部、団地の建物とかそういうものの管理に使っていますということですね。

それで、先ほど駐車場の管理は、団地の管理組合にお願いしているとおっしゃいましたけれども、多分、除排雪等もそこでやるのではないかなと思うんですが、ではこの管理組合さんのほうにも、幾らかお願いという形で行っているんですか。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

先ほど言いました管理事務費の中に、年間14万6,160円を四半期ごとに分けて支払いをしております。これは駐車場の管理ということで、市のほうから支出しております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。14万何がしかを団地の管理組合に上げて、いろいろお願いしているというふうなことです。

それで、この駐車料金の値上げなんですけれども、ぜひとも道のほうに、市からも上げないようなというようなこと、あるいは上げ幅をもっと小さくとか、そういうことの働きかけというか、そういうことはできないものなのかどうか、今からでもですよ、どんなものでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

道営住宅につきましては、道が建設し、家賃及び駐車料金等も決定、徴収しているところがあります。本市につきましては、申請書の事務処理ですとか、簡易な修繕等を行っているところでありまして、引き上げないような働きかけは難しいものと考えております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 道に対しては、何も言えないということですね。まだはっきりと文書が来ていない時点で、私なんかは、今言えば何とか心を動かされるかななんて考えますけれども、そういう気もないようです。

それで、6月実施がどうしても動かないというのならば、ぜひともその前に団地住民に対して、周知を徹底して、そして丁寧に説明をする、それぐらいはできると思いますので、そのことを強く希望しておきます。

次に、電子自治体についてお聞きいたします。

電子自治体にかかわる条例が今回の議会にも提案されております。この電子自治体、あるいは電子政府ということですが、2000年、それ以前からですか、e-Japan戦略とかIT戦略とか、国がそういうものを打ち出して、何とか電子政府、電子自治体を軌道に乗せたいということで、いろいろやってきております。

この電子政府、電子自治体、これが目指すのは、自分の家とか職場にいて24時間いつでも、パソコンがあればインターネットを通じて行政サービスが受けられるという、そういう便利なものなんだということなんですね。だからいろいろな申請や証明も、家にいてできますよと。夜中でもできますよということで、便利で効率がいい、行政改革にもいいということで、国はすごい力を入れて進めているんです。

それで、今はちょっと下火になりましたけれども、いつか住基ネットが問題になりましたね。2002年に住民基本台帳ネットワーク、これが整備されて、翌年には住基カードが本格的に発行になりましたね。私はそのときに、本当に何度も議会でこのことを取り上げて、これは危険だということを訴えてきて、土別市もそんなに急いでやるべきではないということをずっと訴えてきております。

それで、まず初めにお聞きしますが、この間の臨時議会でしたか、e-Taxを実施するときにも確認の質問をしておりますけれども、確定申告も一定程度進んで、終わりに近づいているのではないかと思いますので、2003年の住基カードの発行が本格化したときから、一応確定申告が終わりごろの今日まで、まず住基カードは合計でいいですが、何枚ぐらい発行しているかということと、それから住基ネットワーク、これを立ち上げるのに結構税金を使っておりますが、その立ち上げから今日まで、住基整備事業費という、そういう費用の総額は幾らぐらいになっているかお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 平岡市民課主幹。

市民課主幹（平岡 均君） お答え申し上げます。

平成20年3月14日現在、住民基本台帳カードの発行枚数は392枚でございます。住基整備事業費の総額は、この1月に補正、可決いただきました105万円を含めて、総額2,430万円でございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 392枚と。これはやっぱり少ないですね。大して利用されていないということで、その割には2,430万円整備に使って、これからもどんどんと毎年毎年、何ぼかずつ使われていくとは思いますが、

それで、2006年4月に総務省が調査しているんですが、全国の市町村が行った電子申請 インターネットを使っただけの申請ですが、その実施率はわずか31%と出ております。ですから、全国的にもこの利用は進んでいないということが明らかなんですよ。それで国はま

た新たな戦略というのを打ち出しております。それはこのサービスを、2010年までには絶対に50%にするんだという目標設定をしております。半分は実施しようということ、その意気込みのあらわれが、e-Taxではないかななんて私は思うんですけども、ところがこのe-Taxというのは、住基カードがあるだけではだめですね。これは公的個人認証された住基カードが必要ということで、また手続して、住基カードが公的個人認証の手続をしなければならないということなんです、その公的個人認証された住基カード、今回はe-Taxに主に利用するために発行したと思いますが、この実績は何枚ぐらいなのでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 平岡主幹。

市民課主幹（平岡 均君） 平成20年3月14日現在、公的個人認証つき住民基本台帳カードは、316枚発行しております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 先ほどの392枚の中に、この316枚は含まれているんですね。

委員長（柿崎由美子君） 平岡主幹。

市民課主幹（平岡 均君） 含まれております。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうしたらもうこの認証されない住基カードというのは、何枚もないんですね。そうですか、316枚。この公的個人認証されたカードでないと、申請とかいろいろなことができないですね。ただのカードがあっても、しょうがないということですね。

それで、ちょっとお聞きしますが、では今回のこのe-Taxを使って、総務省が言うように市民の利便性に寄与したとお考えでしょうか。あるいは確定申告、効率よく手続が進んだ、そういうふうにお考えでしょうか。あるいは例年より申告事務に係る職員数を減らすことができた、そういうふうにお考えでしょうか、ちょっとお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 若林税務課主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。

まず最初に、市民の利便性に寄与しているのかというようなことですが、このたびのe-Taxに関しましては、名寄税務署を通じての国税庁からの協力依頼のもとに、簡単に24時間いつでも、自宅でも申告ができること、さらには今年と来年のいずれか1年1回ですが、利用しますと、最高で5,000円の税額控除が受けられるということで、士別市にいたしましても、広報、それからリーフレットの全戸配布ということで、市民の方に周知をいたしたところであります。

一方では、現実の声として、e-Taxを利用して自宅のパソコンで申告をされた方の感想を聞きますと、利用方法がとても複雑で、難しいとお話がありました。また、申告会場にいられてe-Taxを利用された方からは、担当職員が指導してくれたからできたんだけど、一人でやるとなると難しいというようなお話も聞いております。

以上のことから判断いたしますと、現行のシステムでは改善点も多いものというぐあいに考えております。

なお、国税庁におきましても、e-Taxのシステムがもっとわかりやすく、より簡単にできるようなシステムに、来年度以降、改善するような予定となっていることについて、名寄税務署のほうから聞いております。

次に、e-Taxの手続についてですけれども、これにつきましては、e-Tax利用による確定申告につきましては、税務課職員にとりましても、利用される市民の皆様にとりましても初めてのことであり、また当然、事前研修を受けておりましたが、実際に携わってみると、手続がセキュリティ確保等のために想像以上に複雑で、かなりの手間がかかることは事実であります。

このような状況から、申告開始当初はなかなかスムーズにいきませんでしたけれども、日を追うごとになれてきたこともありまして、徐々にではあります、後半はより効率的に行われたのではないかとこのぐあいに考えております。

次に、e-Taxの活用による申告事務に係る職員数の関係でございますが、申告事務に従事する職員体制ですが、確定申告に来られた方が、余り時間を待たないでも申告できるように、受付を除いて7人体制ということでしているところであります。今回はe-Taxの専用コーナーを新設し、本庁の申告会場に2台、朝日総合支所には1台、専用パソコンを用意し、マン・ツー・マン体制で、申告者に不便をかけぬよう、e-Tax専用コーナーに担当職員を1名～2名配置し、対応に当たってきたところでございます。

したがいまして、今回の申告に係る職員体制は、例年と比較して結果的には1名～2名の増となったところでございます。

以上であります。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 状況がわかりましたが、でも士別市では、5月からこのe-Taxと同じようなことをやるということですよ。いろいろな申請とか届け出というのを全部オンライン化して、自分の家からできるようにするというふうなことですけれども、例えば今、私たちは、粗大ごみがあるから取りに来てくださいというときは、環境生活課に電話をかけるとか、窓口へ行ってお願いするとか、そういうことをしているんですけども、それもパソコンからインターネットを通じて手続ができるという、できれば便利ですけども、そういうふうに5月からできるとおっしゃっております。それには公的個人認証された住基カードが必要だということですね。

更に、自分の家にそのカードを読み取る機械もなければならぬわけですね。それは自分で買わなければならないということで、非常に何か面倒くさそう、お金もかかりそうという感じなんですけれども、まず1つ、説明していただきたいのは、公的個人認証された住基カードというものは、どういう仕組みになっているかということが1つと、そしていろいろな申請をす

るというときの手続は、どんなふうになればいいのかということを説明していただきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 清水総務課主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

まず、公的個人認証サービスでありますけれども、平成14年12月に公的個人認証法が公布されまして、16年1月からサービスが開始されました。これにつきましては、電子申請を行うときに本人の確認ですとか、あと申請の内容が改ざんされていないかということを確認するためのサービスであります。それをういまして、今回の手続ということでありますけれども、電子申請の開始に伴いまして、市役所の窓口に出向き、申請を手書きで記入していただくことが、自宅からホームページにアクセスし、パソコンから入力することができるようになり、また申請受け付けが市役所の開庁時間のみであったのが、自宅でインターネットを通して、いつでも申請することができるようになるものであります。

それで、その手続でありますけれども、申請等に押印を必要としない場合につきましては、市のホームページより電子申請メニューを選択し、利用者登録してIDパスワードを取得後、申請手続を行い、申請を受けた担当課では、届いた申請内容を審査し、メールにて審査結果を申請者に送信、申請を受理することになります。

それで、該当する申請等といたしましては、水道使用中止届ですとか、あと粗大ごみ収集申し込みなど、今回では19様式であります。ただし、この申請等に手数料及び添付書類を必要とする場合ですとか、証明書の交付がある場合につきましては、担当課窓口へ出向いていただくということになります。

次に、申請に押印を必要とする場合でありますけれども、このときに初めて公的個人認証サービスというのが必要になってきます。手続につきましては、先ほどの押印を必要としない手続と同様となっております。該当する申請としては、住民票交付申請、児童手当現況届など13様式となっております。

以上であります。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 何ですか、では公的個人認証された住基カードの一番のポイントは、普通の紙の書類では判こが要するというもの、それにはこのカードが必要なんだと、そういうふうに考えていいんですか。

委員長（柿崎由美子君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） そのとおりであります。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、このe-Taxの現状を見ますと、非常に複雑であるというようなことで、そこの仕組みをいろいろわかっている担当官が、つきっきりでやれば何とかできた

とか、いろいろと出ましたけれども、土別は5月からやるんだというようなこととか、今回の議会に提案されている条例 土別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、これも提案されていますよね。ですから、いよいよやるんだというふうな雰囲気なんですけれども、どうしてこんなふうに、まだ市民にもよくわからない、なかなか難しい複雑なものを、急いでやろうとしているんですか。総務省がやれやれと言うからやるんですか、お聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

国は、申請手続の96%をオンライン処理することが可能となっておりまして、特に先ほど言いました国税のe-Taxの運用開始に伴いまして、公的個人認証サービスの普及が増加しているという状況でありまして、また平成16年9月に道と市町村で構成する北海道電子自治体共同運営協議会を設立しまして、電子自治体を推進するため、共同で構築した電子申請の運用を進めております。平成19年6月現在として、北海道と119市町村が電子申請の運用開発に参加しまして、平成18年10月1日から旭川市、昨年の11月1日から名寄市を含む道内21市で電子申請の供用を開始している状況であります。

こうした状況を踏まえまして、本市の電子自治体の実現に向けた第一歩として、この電子申請の活用を図っていくとともに、市民の申請手続に対する利便性の向上を図るため、5月から供用開始しようというものであります。

以上であります。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 全道的にいろいろなまちも、どんどんとやってきているということですね。

それで、今おっしゃいました北海道電子自治体共同運営協議会ですか、そういうものができて、私たち一人一人の個人情報が、どこか一つのところに集中されると。私がちょっと、これ間違っているかもしれませんが、インターネットで調べましたところ、北海道電子自治体共同システムというものがあって、そこに私たちの個人情報が集中されて、あと民間のHARPという、そういう会社が、それらを一括管理するというようなシステムになっていると。だから私たちの情報が、みんなそこへ行くんだというふうに解釈できるんですけれども、そうになると、私たちの個人情報は、本当に絶対に安全なのかというふうに、ちょっと疑問もわいてきますけれども、まずそのシステム、組織について、ちょっと説明していただきたいと思えます。

委員長（柿崎由美子君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

株式会社HARPでありますけれども、道は電子自治体の実現を図るため、電子自治体の共通基盤となる機能を、市町村と共同で構築や運営を行う北海道電子自治体プラットフォーム構想の推進に取り組んでおります。これを踏まえまして、共同アウトソーシングを活用し、電子

自治体の実現を推進することを目的といたしまして、平成16年9月に北海道、NTT東日本など5団体が出資し、株式会社HARPの設立となったもので、その事業内容といたしましては、道と153市町村で組織した北海道電子自治体共同運営協議会からの委託によりまして、北海道電子自治体共同システムの詳細設計及び構築業務に取り組みまして、平成18年から電子申請システム、平成19年からインターネットから施設の予約ができる施設予約システム、アンケートなどを行うことができる簡易申請システム及び自治体が実施する工事の調達業務を電子化し、インターネットを介して提供する電子調達システムの運用を開始し、今後は行政文書の收受、決裁まで行う文書管理システムの構築を進めているところであります。

以上であります。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 株式会社HARPというところに、北海道のいろいろな情報が、道民の情報、それから自治体の情報が一括集中して管理されるというふうな、今の説明では、そういうイメージを持ったんですけれども、一番心配されるのは、個人情報漏れるということです。今でも個人情報漏れる事件は、毎日のように起きています。小さいところでは、学校の生徒の情報が丸ごとどこかになくなってしまったとか、2006年、ソフトバンク、これは450万人分の情報が流出したという事件もあります。またカードを偽造するということもあります。

私は、インターネット、あるいはカード、いろいろなものがどんどんできてくると、個人情報がどんどん漏れていくということが、一番の最大の心配事だというふうに思っているんですけれども、このことについては、これからどんどんと電子自治体を発展させていくんだというふうに言っていますけれども、個人情報漏れるということとか、いろいろな問題、このことについては、どのようにお考えでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

個人情報の保護及び情報セキュリティ対策でありますけれども、住基カードのセキュリティ対策といたしましては、住基カード内の情報をよみ出そうとする不正行為に対し、住基カード自身が防御する対策を有しております。

当市のセキュリティ対策といたしましては、インターネットなどの接続ポイントにファイアーウォールと呼ばれる外部からの不正アクセスを防御する装置を設置するとともに、平成17年に士別市個人情報保護条例を制定し、個人情報収集の目的外の禁止や罰則などを規定、個人情報の保護を図っております。

また、庁内LANと住基ネットは、別々な回線を用いている閉鎖的なネットワークでありますので、外部からの接続を禁止するとともに、不正アクセスや情報漏えいを防御して、また更にパソコンに入るときにパスワードが必要であるなど、個人情報の保護やセキュリティの管理運営については、万全の対策を講じております。

以上であります。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 万全の対策をしていると、こうおっしゃいましたけれども、総務省のほうの分析では、個人情報の保護や情報セキュリティは、とてもおこなっているんで、対策を強化するということをはっきりと言っております。それで新しいIT戦略の中に、個人情報保護、情報セキュリティの対策も盛り込まれておりますが、土別市の場合、万全であれば、これ以上何もいじることはないと考えられますけれども、やはりまた新たに国のほうからいろいろなことを言うてくると思いますけれども、職員の研修ですね、やっぱり人がそれを紛失したりどうかしたりするというのが多いので、職員の研修を徹底的にやるとか、あるいは第三者機関によりセキュリティをチェックするというような体制とか、そういういろいろなことが、また新たに考えられてきているんですよ。国のほうでは考えているんですけども、絶対に個人情報が漏れないようにするというような対策、もうこれ以上考えられませんか。私は考えていただきたいと思っておりますけれども。

委員長（柿崎由美子君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず、個人情報の漏えい、こういったことに万全の対策を講じているというよりも、今現在できるだけのことについては、市のほうのコンピューターに関して対策を講じていると、これが考えているところでございますけれども、今、委員からお話があったようにヤフーBBの460万件の漏えいとかそういったものについては、やはり個人が漏えいさせたと。こういったことがあって、そういった大きな数字が出ておりますので、そういったことを防ぐために、市としても個人情報保護条例を設けて、職員が、あるいはそのほかコンピューターに関する個人情報を扱う業者が漏らした場合には罰則を科する、こういった対策を講じているわけでございますけれども、そういった対策を講じて、これで終わりということではなくて、やはりコンピューターをいじる、個人情報をいじる、こういったことに対しての職員研修というのは、常々行っていかなければならないと思っておりますので、今後とも機会あるたびに、個人の研修、こういったものに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

後期高齢者医療制度についてお聞きしたいと思います。

初めに、私はこれはもう何度も議会で言っておりますけれども、この制度の市民への周知徹底を訴えてきておりますけれども、まずこのことについてお聞かせ願いたいと思います。

説明会を、どんなところで何回ほどやったかということと、そこではどのような意見が市民から出されたのかということですね。

そしてもう一つは、この後、もう4月実施ですから、実施になってしまった場合、それからの周知活動というのは、もうやらないのかどうかというようなことも含めてお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

制度の周知や説明会についてのお尋ねでございますけれども、初めに、事業実施主体であります北海道後期高齢者医療広域連合におきましては、住民説明会が1月から函館市、旭川市など9つの市町で行われております。またテレビや新聞を通じて、周知も行っているところでございます。

本市におきましては、昨年10月から各老人クラブや朝日サンライズホールでの住民集会において、また士別市身体障害者福祉協会、九十九大学、自治会長会議、納税推進委員会議などで説明させていただき、3月初旬までに延べ43回開催いたしましたところでございます。

また、広報には昨年6月、12月と本年3月に制度の周知の記事を掲載しましたほか、国保などの医療費通知の中にも、パンフレットを同封してございます。また今月下旬には、被保険者証の郵送にあわせ、リーフレットを同封いたします。

それで、説明会での御意見といたしましては、保険料が幾らぐらいになるのか、保険料の年金天引きについて、また保険証はどのような形になるのかなどの御意見が出たところでございます。

また、新年度に向けても、新たな申し込みが私どものほうに参ってございますので、引き続き申し込みがあって、また私たちも開催していない各老人クラブ等、1～2ございますので、働きかけをして、説明会を開催していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） いろいろ努力はされておりますけれども、残念なことに、中身が市民に余りよく理解されていないというか、知られていないというか、本当にこれは残念なことなんですけれども、この後期高齢者医療制度、75歳以上の人全員が保険料を納めなければならないということで、それが介護保険料と同じように年金から天引きされると、そういう形になっております。

それで、初めにお聞きしますけれども、天引きされないケースというのがありますね。まずそれについて説明していただきたいと思えます。天引きされない方々は、本市では一体何人ぐらいいらっしゃるのかも含めてお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

保険料が年金から天引きされないケースのお尋ねでございますけれども、初めに年金から天引きされない対象の方、年間の年金額が18万円以下の方と、介護保険料と後期の保険料が老齢基礎年金、老齢厚生年金などで年金受給額の2分の1を超える方が対象となります。

年金から天引きされない方の人数でございますけれども、年間18万円以下の方につきましては、現在、社会保険庁からの年金情報は、介護保険料を年金から天引きされている方のみでござ

ざいます。まだ後期高齢者、被保険者全員の情報が把握できていないため、現時点では確認することができないところがございます。

なお、介護保険料と後期高齢者の保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える方は51人となっております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうですか、18万円以下というのは、まだわからないんですか。

それにしても、介護保険料と後期高齢者の保険料と合わせた金額が、もらっている年金の半分を超えてしまうという人が、51人も土別市にはいらっしゃるということですね。

それで、こういう方々の場合のみ、滞納をされると保険証を取り上げられるということになっております。年金で引けば滞納ということはあり得ませんからね。こういう方々は、多分納付書が送られてきて、自分で銀行、郵便局なりと行って支払うんだと思いますけれども、意図的に払わないというのは別としても、やっぱりこれだったら全然お金がないし、大変な状態だとは思いますが、まず滞納で保険証を上げませんというような、国保のときのような短期証とか資格証とかを発行するとか、そういうふうになるのではないかと思いますので、まず滞納のことにに関して、どういうときに滞納とみなして、どのような対応をされるのかお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

保険料を滞納した場合でございますけれども、初めに短期被保険者証につきましては、負担能力があるにもかかわらず、3月末時点で保険料の滞納がある方を広域連合が抽出いたします。市では抽出された対象者の方と納付相談を行い、生活状況ですとか収入状況など、個々の事情を踏まえて十分に考慮して、保険料を納めることのできない特別の事情等もなく滞納している方に交付することになります。交付の時期としては、8月の被保険者証の更新時期に合わせて短期被保険者証が交付されるものであります。有効期限は、原則として3カ月というふうになってございます。

また、災害などのやむを得ない特別の事情がないにもかかわらず、1年間保険料を滞納している方には、資格証明書が交付されるものでございます。

短期被保険者証、資格証明書の交付につきましては、負担能力があるにもかかわらず、保険料を滞納している方々を対象に交付するものでありますから、面談し、相談する機会を増やして、保険料納付につなげることを目的として交付されるものでありますけれども、保険料が未納であるからといって、画一に交付するものではございません。広域連合も、市町村でよくお話を聞いてあげて、納付計画書などに従って履行されると見込まれるときなどには、市町村の判断を尊重して、広域連合は交付しないというような説明もされております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 負担能力があるにもかかわらずとか、やむを得ない場合でないのにとかとおっしゃいますけれども、この対象者たちは全然負担能力なんかない。それからやむを得ない場合の人ばかりのような気がするんですけども、ちょっと私わからないんですけども、先ほどの年金2分の1を超える方々が51人、こういう方々、現実にはどうなんですか、こういう方々の対応というのは、私はちょっと想像できないんですけども、やっぱりこういう方々にも、実際にこれをやり出したら、納付書やなんかをやっぱり送ってしまうんですか。ちょっとわからないんですけども、教えてください。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

先ほどお話しいたしました介護保険料と後期高齢者の保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える方51人につきましては、後期高齢者の保険料を年金から引かないで、納付書をお渡しして、それで納めていただくということになります。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。ちょっとつまらない質問をしましたけれども。

それで、ケース・バイ・ケースで、その方々の状況、お話をよく聞いてということでの答えだったと思いますけれども、ぜひそれは徹底的にやっていただきたいと思うんです。

やはり私は、このこのこういうような年金の少ない方々からも、こうやって容赦なく保険料を取って、そしてここに滞納というようなことを入れたということが問題だと思うんですよ。今やっている老人保健法には、こういう高齢者の方に滞納というのはないと思うんですよ。滞納規定というのは、老人保健法ではありましたか、どうでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） 老人保健では、保険税、保険料を納めてございません。医療給付だけですので、そういうことはないということでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は、ここで問題を指摘しておきたいと思うんですが、こういう75歳以上の高齢者からも容赦なく、滞納というような言葉を使って保険料を取るということが、一つ大きな問題であるということを指摘しておきたいと思います。

次に、保険料は今の国保と比較すると、高くなるとか安くなるとかいろいろ試算が出ておりますけれども、はっきりしているのは、2年ごとに保険料が改定されるということなんですね。これはもう決まっております。2年ごとに料金が見直されるということです。とすれば、広域連合の医療給付費総額をベースにして、1割は高齢者の保険料で賄うという仕組みになっておりますので、当然これから後期高齢者は増えていきます、その人数がどんどん増えれば、医療

費の総額も増えていって、そうすると保険料も増えるという仕組みになっていきます。2年ごとに見直すというこのシステムでは、必ず保険料は高くなっていくと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

保険料の見直しについてのお尋ねでございますけれども、委員のお話のとおり、医療給付の総額をベースに、その1割を高齢者の方々に負担していただく仕組みになってございます。ですので、医療費の総額が増えれば、後期高齢者の方々の保険料が増加するものと見込まれます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私はここでも、こういう仕組み、2年ごと2年ごとに、今は国保よりも安くよかったわと喜んでいても、2年ごとの見直しで絶対に上がっていくという、この仕組み、この問題点を指摘しておきたいと思います。

それから次に、2月13日に、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会、これが2008年度の診療報酬改定案をまとめて答申を出しております。その中身は、後期高齢者の医療にかかわってのことも入っているんですけども、この後期高齢者の診療報酬にかかわっては、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系ということを打ち出して、外来、入院、在宅、終末期、それぞれの分野において、75歳以上の医療を別にした診療報酬というものが設定されております。外来での後期高齢者の診察料、これが、私が前にも何度も言っているように、定額制、包括医療、そういう形になっていると考えますが、まずその内容を教えていただきたいということと、それと一緒に、主治医制度というのも打ち出しておりますので、そのことについてもお聞きしたいなと思います。

それからまた、入院、在宅、終末期での後期高齢者 75歳以上の方々への医療報酬というのは、どういうふうになるのか、そのこともお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

後期高齢者診療料についてのお尋ねでございますけれども、委員のお話のとおり、後期高齢者医療制度の施行にあわせて創設されるものでございまして、慢性疾患が多く、治療が長期化するといった高齢者の心身の特性にふさわしい診療との観点から、外来医療に包括点数の診療料などが導入され、平成20年度の診療報酬改定につきましては、3月5日に改定内容の告示及び各種通知がなされたところでございます。

これによりますと、後期高齢者診療料につきましては、直接主治医の表現はされておられませんけれども、主病である慢性疾患の診療を行っている医療機関が算定できるとされておりますので、この診療を担当する医療機関を指すものと思っております。点数算定に当たりましては、検査、画像診断、処置、医学管理料などの費用が所定点数に包括されておまして、月1回

600点となっております。ただし、病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置等のうち所定点数が550点以上のものについては、別途計算できるというふうにもされてございます。

このほか、入院、在宅、終末期に対しても、後期高齢者の特性に合った診療報酬が設定されまして、退院後の生活に配慮するため、日常生活能力を評価し、退院が難しい高齢者の円滑な退院を調整することを評価した後期高齢者総合評価加算として50点、後期高齢者退院調整加算として100点、後期高齢者外来患者緊急入院加算として500点、それから在宅患者の症状の急変や診療方針の大きな変更などの際、関係者が情報を共有する場合の評価とする在宅患者緊急入院加算として1,300点、それから後期高齢者外来継続指導料として200点、在宅患者連携指導料として900点、患者と家族が医療従事者と終末期における診療方針等について話し合いを行った場合の評価で、後期高齢者終末期相談支援料として200点などが、新たな新設項目となっているところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） さっきの後期高齢者の診療料、これは画像だとか検査だとか処置とかというふうなのが何点かあって、今600点とおっしゃいましたけれども、要するにこれは月6,000円の枠があって、その中での診療だということですね。では、それ以上診察したらどうなるんですか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） 先ほど申し上げましたように、症状の急性増悪時で550点以上のものについては、別途現行どおり点数の加算で計算できるというふうになってございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、6,000円以上の部分は、患者側にしましたら、そこは普通どおり保険はきくんですか、どうなのでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

その部分については、保険がきくということだと思います。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 大丈夫ですね。

私の資料では、長々と75歳以上の方々への診療報酬、新たに点数がついたというようなものは、もう病院にいらなくていいよ、おうちに帰りなさいということ、うまいぐあいに病院側が勧めたら、その病院に診療報酬が加算されますとか、そういうような、高齢者を病院からなるべく追い出すというような形での診療報酬も入っているということで、先ほどのお答えでは、何点何点と言われても、ちょっとそのところが見えませんでしたけれども、高齢者に対する

診療報酬のやり方も、非常に問題だというふうになっております。今詳しくそのことの一つ一つを聞いていたら時間がなくなるので、ここはこれぐらいにしておきますけれども、やはり診療報酬の問題、これも大きな問題だということを指摘しておきたいと思います。お時間があつたら、もう少しそちらで詳しくお調べください。

それから次に、保険料の軽減措置ですね。これは広域連合のパンフレットですけれども、これによりますと「保険料は軽減があるの」とあって、「低所得者などに対する軽減措置があります」というふうになっております。軽減措置はあるんですね。国保のように所得によっての均等割、これが7割、5割、2割の軽減になっております。

ただ、私が不思議に思うのは、保険料は一人一人年金から天引きされる。一人一人の負担だと。ところが、この軽減措置というのは、世帯単位なんですね。世帯単位の所得で軽減されるのかどうか、7割になるのか5割になるのかというのが決まるんですよ。まずその軽減措置が、どうして個人個人でなくて世帯単位で計算するのかということ、ちょっとわからないので教えていただきたいと思うんですけれども、例えば月額6万6,000円の国民年金でひとり暮らしという方ならば、均等割は7割軽減になるんです。ところが、厚生年金の月額が15万円というふうな夫がいて、ではこの月額6万6,000円の妻は7割軽減になるかということ、ならないんですね。夫の年金と合算されるので、ならないんですね。更に世帯主に現役でばりばり働いている息子がいて、そして一緒に年寄り夫婦がいて、年寄り夫婦の年金がすごく低いということ、この年寄り夫婦は、減額されるかということ、減額されない。息子の所得も合算されるから減額されないんですね。

ですから、まず1つお聞きしたいことは、なぜ軽減措置を世帯単位で計算するのかということと、それからこういうふうになるのだから、世帯分離したほうがいいのではないかというのは、市民の皆さんも結構うわさで話しているんですけれども、これは分離したほうが有利なのかどうかということの説明も、求めておきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 岩見市民課主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。

保険料の軽減措置についてのお尋ねでございますが、世帯主及び同一世帯内の後期高齢者の被保険者の所得の合計額をもとに、軽減の判定をすることとされておりまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行令により基準が定められております。これは国保税や介護保険料も同様に、世帯単位で軽減判定を行っているものであります。

そこで、委員のお話のありました、世帯主である息子さんが現役で働いている場合につきましては、世帯分離することにより、低年金の被保険者は世帯分離後の所得額で算定されるため、軽減措置に該当する場合がございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ということは、世帯分離したほうが保険料は有利だというふうに解釈して

よろしいですね。いいですね。

(発言する者あり)

委員長(柿崎由美子君) 小池委員。

委員(小池浩美君) 私はこの部分でも、非常におかしな保険料の設定の仕方であり、夫婦別れだとか家族が離れ離れとか、そんなことまでもやるというような、そういう仕組みというものとの問題点を、ここでも私は指摘しておきたいと思います。

それから、健康診査の基本健診ですね。これもここには載っているんですけども、今やっている老人保健法による基本健診は、40歳以上すべての人を対象として、市町村に実施義務があるとしています。ですが、後期高齢者医療制度では、75歳以上の健診は努力義務というふうになりました。やってもいいしやらなくてもいいというふうに、これは解釈されます。道の広域連合のパンフでは、「健康診査はどうなるの」というふうになっていて、答えが「お住まいの市町村で受けられます」と、こういうふうにはっきり書いてあります。

それで、14日の国会を見た方はおわかりと思いますけれども、国会の参議院予算委員会で、共産党の小池晃議員の質問に対して、舛添厚生労働大臣がこのことに関して、「法律上は努力義務として位置づけておりますが、来年度はすべての広域連合で行えます」というふうに答弁をしております。ですから、多分これは土別でもやられると思うんですけども、小池議員は、実施義務が努力義務に後退したことを問題にしていたんですが、舛添大臣はこんなふうに答弁したわけです。それで、お聞きしますけれども、本市では75歳以上の人は、だれでもこの健康診査を受けられると考えてよろしいですか。

委員長(柿崎由美子君) 岩見主幹。

市民課主幹(岩見真三子君) お答えいたします。

健康診査についてのお尋ねでございますが、広域連合において定められます健康診査実施要綱 現段階では案でございますが、これによりますと後期高齢者の健康診査は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に罹患し、既に医療機関に定期通院、または入院している方、生活保護世帯に属する方、特定健診、または特定健診に相当する健診を既に受診済みの方のいずれかに該当する場合は、対象外とされております。

以上です。

委員長(柿崎由美子君) 小池委員。

委員(小池浩美君) では、だれでも受けられないんですね。今おっしゃったように生活習慣病で病院にかかっている人は、除かれるというふうに考えていいんですね。これは広域連合のほうの決まりだから、土別市がどうのこうのということではないかもしれないけれども、今、広域連合の実施要綱、まだ案だとおっしゃいましたけれども、ではこれ連合の議員である田苅子市長、これ何とかこのところを全員が受けられるように、今からでも変えるような、そういう働きかけというのはできませんか。

委員長(柿崎由美子君) 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 随分高齢者に対する差別があるんだなと思って、さっきから聞いておりましたし、私ももうそんなに遠くない時期に御厄介になる大事な制度でもありますからね。

今、舛添厚生労働大臣が、すべての者が受けられるということというのは、最高の国会で答弁しているわけですから、連合においても、当然そのように私はなっていくものと信じておきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その次、これは75歳以上の方が後期高齢者医療制度の対象ですが、もう1つ対象があるんですよね。65歳～74歳の障害のある方ですね。そういう方もこの制度の対象になっているんですが、この方たちも4月から後期高齢者医療制度に移るんですが、障害の認定を受けている方、この方々は、ここには「移らないこともできます」と書いてあるんですよ。「本人からの申し出により、後期高齢者医療制度へ移らないこともできます」と。「移らないことを希望する方は、お住まいの市町村の担当窓口で手続きしてください」となっております。

それで、これは任意であって、選べるというふうに解釈できるんですが、まずこの対象者 障害認定を受けていて65歳～74歳ですね、は土別市では何人ぐらいいるのかということと、そういう方々へ任意なんだよ、選べるんだよというような、そういう周知というのは、どのようにされているのかお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。

障害認定を受けている対象者数と周知についてのお尋ねでございますが、対象者は現在188人です。また周知につきましては、全員の方に本年1月中旬から3回に分け、パンフレットを送付し、制度への移行について周知を図ってまいりました。

その内容といたしましては、現行制度に残ると障害認定の対象でなくなりますので、65歳～69歳までの方の医療費自己負担額は3割となり、70歳以上の非課税世帯の方は、平成20年度までは自己負担額1割となります。そこで、後期高齢者医療制度へ移行した場合、65歳～74歳までの方は、医療費自己負担は1割となりますが、非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみで済むこととなります。ただ、現行の保険制度で被扶養者の方は保険料を納めておりませんが、後期高齢者医療制度では保険料の負担が出てまいります。このことから、後期高齢者医療制度へ移行した場合、または現行制度に残る場合について、自己負担となる医療費及び保険料を見比べた上で、後期高齢者医療制度に移らないと判断された場合、提出していただく撤回申請書も、あわせて送付しております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、移ったほうがいいのか移らないほうがいいのか、これは本人次第なんですけど、こういう通知を送ったと言うんですが、これちょっとやっぱり読んだだけでは何かわかりづらいんですよね。非常に難しい文章ですので、ちょっとこれは、出したとおっしゃ

いますけれども、これは移らないという人の申請書ですよ。移りたくない。後期高齢者医療制度に入らない。今のままでいいという人は、これを送り返さないというふうになっているんですが、それでは移らないという申請書というのは、どれほど戻ってきたかということですよ。その数と、あるいは、やっぱりこれはわからないですよ。だから多分これどうなんでしょうと、窓口やなんか相談に来ているのではないかと思うんですが、このことに関して相談に来た数というのは、どれほどなんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度に移行するかしないかの説明の対応についてですが、案内を送付後、説明を希望し来庁された方は、59人となっております。

以上です。

（「移らないと出した人の数なんですけれども」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） 窓口で撤回申請書をいただいております。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ですから、この紙は何枚戻ってきたかということです。この59枚は全部でしょう。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） 窓口で相談を受け、その都度、撤回申請書をいただいております。

（「その数」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。すみません、ちょっと説明が飛んでしまいました。

数字を出したほか、撤回の申し出のない方にも電話連絡をし、確認をいただいております。連絡のとれた方は36人となっており、後期高齢者医療制度への移行を撤回された方は、現在24人でございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 窓口に来て相談されたというのは59人で、更に33人にも連絡しておりますよ。これが戻ってきた数が24人だというふうに解釈してよろしいですね。

それで私は、これ何も回答しないでほうっておいたら、この人はそのまま後期高齢者医療制度に移るというふうに解釈できますよね。このままほうっておいて、そちらに出さなければ、この人は後期高齢者医療制度に移っていいんだというふうに解釈できますよね、と思うんです。そういうふうな申し込み、これは移りたくないという人が出ますから。

私は、全然これわからなくて出さないでいるという人も、結構いるのではないかなというふ

うにも思うんですけれども、そこら辺の心配というのは、ないものかどうかということです。対象者が188人いて、このパンフを出しましたと。それで戻ってきたのは188あるんですか。全部今言った部分、計算しても、まだ何の接触もしていない、音さたのない人もいらっしゃると思うんですよね。そこら辺のところの人の対応というのはどうなんでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） 後期高齢者医療制度に移行するかしないかの意思確認の件につきまして、冒頭説明申し上げましたように、最初は文書で188人に対して通知を送りました。そして、今、委員お話しのとおり、全く返信のないものについては、撤回しない、すなわち移るといふふうに判断しますよというふうに文書の中には書いてございますけれども、その文書がしっかりと読まれたかどうかということも不明でございますので、3月上旬の段階で、59人からは現在まで相談があったと。そして更に、それでは待っていたのではだめで、相談も何も無い、撤回の申し出もない方が、実際に残るといふ意思を示しているのかどうかについては、全件まず電話をかけて当たるといふことで内部で確認をいたしまして、電話をかけたところがございます。そのうち36人とは電話で接触ができて、現在も更に電話で対象者に対して通知・接触を行っているところです。電話だけでは理解がしがたい方については、場合によっては直接面談で接触して、説明して、意思確認をする必要があるということ、まだ具体的には時期もでございますので、これについては、全件について後期高齢者医療制度に移行するか、あるいは移行しないで、撤回の形で残るかについては、確認作業を進めてまいりたいというふうに考えておまして、現在もその作業を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ここには書いてありますよね。これは1月31日までに手続してくださいと。更に3月末までがぎりぎりの締め切りですよ。3月末まで申請がないと、4月1日で自動的に後期高齢者医療制度へ移りますと書いてはありますが、これはやっぱりちょっとわかりづらい文章です。

それで、3月末が過ぎても、移りたくない。1回移ると言ってしまったけれども、よくよく考えたら移りたくないという人、いると思うんですよ。それがもう3月末を過ぎてしまって、5月ごろになったとすると、これは抜けられますよねまたその時点で。どうですか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度から脱退する、もしくは再度また申請する、これは途中でも可能でございます。再度申請していけるということになっているということでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） では、途中でもそういうことはできますよということも、ひとつお知らせ

していただきたいと思います。

それで、もう1つは、障害者に関してですけれども、北海道で、士別市もそうですけれども、重度障害者に対して医療費の助成を行っております。医療費の助成なんですけれども、北海道は重度障害者の方が後期高齢者医療制度に移らなければ、助成はしないよと、そういうふうになっているんですね。何かこれって、どっちを選びますかと言っていながら、任意加入ですよと言いながら、おどして、医療費助成、こっちに移らんと上げないよというようなのは、まさに強制加入でないかなというふうにも思うんですけれども、こういうのというのはどうなんでしょうかね。士別市民で、今に関連すると思うんだけれども、後期高齢者医療制度のほうに移らなければ、助成を受けられなくなるというのは、そうなんですか、ちょっと確認しておきます。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えします。

委員の言われるとおりです。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうしたら、結局はこの人たちはみんな後期高齢者医療制度へ入らなかつたら、せっかく今まで受けていたいい助成、非課税の人は初診時の一部負担だけでいいとか、課税世帯は1割でいいとかという、このいい助成策が受けられなくなるということだと思っておりますけれども、皆さん方もそういうふうに解釈していますか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） 先ほど御答弁いたしましたように、障害者の方については、65歳から基本的に移るということでございます。後期に移らなければ、障害者の認定が外れるということになりますので、外れて現行制度に残れば、基本的には医療費が3割かかるというふうになります。ところが、後期高齢者医療制度のほうに移ると、基本的には保険料は1割だというふうなことで、個々の方々のそれぞれの保険料の支払う額、それから医療費について差がございますので、それを比較検討して、入るか入らないかという形で御説明をしておりますので、一概に得かどうか、どちらに入ったほうがいいのかということは、ちょっと一概には言えないと思います。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） いや、やっぱりこれは移らなければ、何か損と言ったら変だけれども、不利益をこうむるという感じですよ。これは私は道のやり方も、非常に汚いなというふうに思うんですよ。こんなことは全国的にやっているんでしょうか、ちょっとわかっていたら教えていただきたいんですが。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

この北海道の広域連合のような形は、情報をとりますと、大体10広域連合というふうにお聞きさせていただきます。

(「全国で」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 小山内課長。

市民課長(小山内弘司君) はい。

委員長(柿崎由美子君) 小池委員。

委員(小池浩美君) 全国でまだたった10ぐらいであって、ほかのほうはそんなことはやっていないんですから、ぜひとも私は、これはちょっと広域連合で考えていただかなければならないなと思います。

(発言する者あり)

委員(小池浩美君) 道だね。これは道が考えなければならない。道のほうにどんどん言うていただきたいと思います。

私は、ここでもやはり問題点を指摘しておきたいと思います。

私は、何度も一般質問で後期高齢者医療制度について取り上げて、この制度の問題点とか矛盾点を訴えてきたわけですが、75歳以上の高齢者を74歳で切り離す。何でこんなふうな差別医療を行っているかという、はっきりした理由は、厚生労働省自身がこう言っているんですね。75歳以上は治療が長期化し、複数疾患の傾向にあると。それから75歳以上は多くの認知症の問題が見られると。そして75歳以上は、いずれ避けることのできない死を迎える。だから74歳以下とは違うんですと。75歳以上をまとめて別建てで保険制度をつくるんですと厚生労働省がはっきりと言っているんですよ。いずれ死を迎える75歳以上の高齢者には、お金は使わないということをはっきり言っているんですね。

私は、やはりこの制度は、このまま実施するべきではない。今、質疑をやってきた中でも、問題点がたくさん出てきております。この制度は廃止か中止しかないということを申し上げまして、私の質問を終わります。

(発言する者あり)

委員長(柿崎由美子君) 岩見主幹。

市民課主幹(岩見真三子君) 説明が足りなくてすみません。70歳~74歳までの方で住民税課税世帯の方については、現在も障害者の認定のほうは発行されておられません。御自分の老健のみの1割で負担されておりますので、制度的に移っても、同じ1割なので、この方たちについては撤回された方です。それが24人ということです。

以上です。

委員長(柿崎由美子君) 谷口隆徳委員。

委員(谷口隆徳君) 通告に従い、予算の総括を行います。

観光誘致宣伝事業について伺います。

さきの市政執行方針の中で、「観光は豊かな自然や地域特有の食に加え、独自性に富んだ体

験型観光が求められるなど、そのニーズは多様化している。道北における広域観光の重要性も増してきているので、地域間の連携による取り組みを広く発信し、交流人口の拡大に努めたい」とありました。また20年度の事業の中に、「観光交流事業を更に土別観光魅力発信事業として真剣に取り組む」とのことです。

さきの第4回定例会で、地域づくりの取り組みについて質問をさせていただきましたが、その答弁の中で、「広報活動の成果については、サフォークにおける高級食材としての活用や特産品の開発、更には合宿の里づくりにおける官民一体となった取り組みによって、市民の我がまち自慢としての認識を初め、内外の評価も一層高まってきている」とし、更に一方では、「土別市の存在についての認識はまだ十分とは言えず、豊かな自然や農村環境、農業を初めとする産業など、この地域の特性を生かした観光PRなどを、関係団体とも連携しながら、行ってみたいまち、住んでみたいまちとなるように努めていく必要があると考えている」と答弁されております。

そこでまず、観光交流事業についてお尋ねいたします。

このたびの稚内との連携協力など、広域的に取り組むとあります。連携事業が計上されておりますが、どのような内容で今後進められていくのか、まずお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） お答えいたします。

稚内市との連携協力によりまず観光交流事業についてでありますけれども、広域観光につきましては、それぞれの地域において、他ではまねのできない独自性に富んだ観光事業でありますとか、更には特色のある観光資源がたくさん備わっております、これを最大限生かすと。そして各地域が連携をしていくことによって、広域観光ルート、魅力のあるそういうルートが形成されていくというふうに考えております。

それで、本市におけます広域観光でありますけれども、特にJTB等の観光ツアーでありますけれども、その多くが、やはり稚内だとか利尻・礼文、ここを中心とする北北海道のツアーであります。それでこの中に、本市の羊と雲の丘観光がこのルートに組み込まれていて、本市にも訪れているという状況でございます。

そのようなことで、こうした観光ツアーなんかを今後ますます拡大をさせていかなければいけないということがありますし、それからまだまだ本市の観光につきましては、通過型観光という状況にありますので、これを滞在型へと移行していくということも、極めて重要なわけがありますので、こうしたことを踏まえて、国道40号線沿線の土別から最北の稚内間の観光地の形成について、両市連携のもとに研究検討を稚内市と行っていこうとする事業でございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 稚内との連携協力ということでございますけれども、これはどちらからどうなって連携事業になったのかということ、まずお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） どちらからといたしますか、これは稚内市のほうからも、担当者が土別に昨年おいでになりまして、そしていわゆる北北海道の広域観光について、やっぱり検討していかなければならないということで、おいでになられたわけですね。その際には、土別の観光はどんなような取り組みだと。こちらからも稚内のことを聞いた際に、今後こうした交流事業について、双方で進めていくことが適切ではないかというような話し合いのもとに、こうした事業を今考えておるところでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） そこで、稚内との連携事業を今いろいろと広域的にやるということでございましたが、具体的にどういう展開をされていくのかお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 具体的な今後の内容でありますけれども、まずは両方の観光協会が一緒になって、もっと詳しく知る必要があるということで、本市から稚内にまず出向いて、あるいは稚内からも本市に来ていただくというような交流を図りまして、両市の観光の取り組み、あるいは観光資源について十分理解を深めると。そういう中で、案外自分のまちであるがゆえに、気づかないという部分が多くあるのではないかなということもありますので、意見交換をしっかりと行って、そして土別・稚内間の地域も含めて、どういったルートの構築をしていくべきかということを協議いたしたいと考えております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 新たな観光ルートの発掘をするということですが、羊と雲の丘、サフォーク、ふどう公園、さらには天塩川、それから天塩岳、それから岩尾内湖など、自然豊かなものが本市にはたくさんあります。また体験型の観光地としての施設もあるわけでありまして、この取り組みによって、広域的な観光ルートの発掘をどのような方向で取り組んでいかれますのかお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） この広域観光ルートの発掘をどのような方向でということですが、本市には昨年の12月26日に、農産物では、米、大豆、甜菜、サフォーク羊と、それから観光資源では、羊と雲の丘、岩尾内湖、天塩岳、天塩川が、国から地域資源として認定を受けております。そのほかにもお話しのように各種の体験施設がありまして、そういった資源が多くあるわけでございます。それでこの既存の施設、あるいはこの資源の活用について、今後、特に新たな視点で工夫を凝らしてみることが必要であるというふうに考えております。

更には、既存施設について、また整備充実をとったことも検討することで、本市において

も、また新たな体験観光等の事業創出ということも可能となるわけであります。

このようなことから、まずはこうした自分のまちの取り組みをしっかりと進めながら、今後の方向といたしましては、稚内市との交流事業を通じまして、そして近隣の、特に上川北部の各市町村と足並みをそろえての広域観光というものを進めていかなければならないと、方向性としては、このように考えておるところでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 特に自然環境ばかりでなくて、いろいろな絵とか、ほかのものも土別にはたくさんあるわけでありまして、また学校の廃校、あるいは公民館等、朝日の場合は、いろいろな地域においての公民館に類するものがございまして、それらもいろいろと整備にお金をかけまして、滞在型、あるいは体験型の旅行者に取り組んでいただきたいというふうに思っております。特に北海道は、今、海外からの旅行者も増加しております。大自然の魅力と豊かな食材の宝庫として、農産物、魚介類の産地として脚光を浴びていることは、既に承知しているところであります。また本市は、サフォークプロジェクトの推進によって、羊肉の食材基地としての販売拡大は、これらルートを活用するなどして各地域の資源を有機的・効果的に結びつけて、全国にPRすることとあわせ、複数の地域の連携した取り組みは不可欠であると考えます。どのような考えのもとに、今後推進を図っていくのかお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 複数地域連携した取り組みの推進をどうするかということでありまして、お話しのように土別から稚内までの各地域には、食の部分では良質な農畜産物、それから海産物が豊富にありますし、またそれぞれ特色のある自然でありますとか観光施設が整備されておりますので、国道40号線の市町村の連携のもとに、これらの資源の活用に工夫を凝らすと。そして旭山動物園には本当に年間300万人も訪れておるということで、この方々に当地方に足を運んでもらうということが、経済活性化の上からも、欠くことができない取り組みだと思っております。

したがって、稚内市とも今後十分協議をしていくわけでありまして、北北海道の観光としては、ただいまも申し上げましたけれども、このエリアの中の2市6町村の取り組みが重要だというふうに考えております。それで上川北部の2市6町村の取り組みとしては、これまでも、17年からですか、観光のいろいろなテストツアーとかモニターツアーとか、そういうことを実施してございまして、それを踏まえて上川北部の観光ルートづくり、これが旭川開発建設部、それから上川支庁、北部の各市町村合同で展開されておりますので、本市といたしましては、まずはこの取り組みに最善を尽くしてまいりたいということと、特に最近、道をきっかけとして、地域住民と行政が連携をして、国道等の沿道とかまちの中に花を植えると、そういった美しい景観づくりとか観光空間づくりという、シーニックバイウェイというような取り組みが注目されてございまして、道内においても、こうした動きが広がっておりますので、

この上川北部においても、こうした取り組みが、これは基本的には広域でやる取り組みでありますので、各市町村統一した考え方のもとに、こういったことができないものかどうか、その可能性についても、2市6町村において十分協議をしてみたいというふうに考えております。

それで、この広域観光は、最終的には当地方にしかない、そんなような個性と独立性を打ち出した観光地づくりということが肝要というふうに考えておりますので、各市町村連携のもとに、今後一層そうしたことに努力をいたしまして、そのことが地域経済の活性化に結びついていくという、そういった対応に努力をいたしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今、グリーンツーリズムという言葉が結構はやっておりますけれども、また一方では、ホワイトツーリズムということも視野に入れた観光を展開していくということも言われておるところでございます。本来から言えば、もう少し早くから広域事業として取り組んでいただければなというふうな思いもいたしますけれども、いずれにいたしましても、ユニークな取り組みでありますし、各地域の連携を大事にしながら、まずはできるところから本市の魅力を発信して、観光事業の展開を進めていただきたいというふうに思っております。

旅行に行きましても、駅や案内所に立ち寄りますと、北海道のこと、あるいは土別のことが気になります。サフォークプロジェクトなどの取り組みがありますものの、土別の特産品やパンフレットなどは余り見られないのが現状ではなかったでありますでしょうか。そこで、今後こういう取り組みをしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、土別観光魅力発信事業を……

委員長（柿崎由美子君） お待ちください。

谷口委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（柿崎由美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 土別観光魅力発信事業についてお伺いをいたします。

まさに本市は、サフォークランド土別、合宿の里、自動車等試験研究のまち、更には生涯学習のまちを柱とした地域づくりが進められております。そのようなことから、土別地域の観光情報を発信するシステムについても、早急に構築していくとありますが、現在の本市における観光PRの実態はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

委員長（柿崎由美子君） 藤森商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） 本市のPRにつきましても、観光客等にとって魅力のあるしゅんの四季折々の食やイベント等、地域の特性をしっかりと情報発信することで、効果が着実にあらわれてくるものと考えております。

そのようなことで、観光パンフレットやホームページ、テレビ、ラジオ、更には新聞、観光情報誌など、あらゆる宣伝媒体をフルに活用しまして、この情報提供に努めております。

更に、こうした啓発物等の媒体だけではなくて、各種イベント等によりまず宣伝とともに、札幌市士別ふるさと会、東京士別ゆかりの会、更には士別ふるさと大使などの方々に対しましても、さまざまな観光等の情報提供をし、人から人へと本市の情報が伝わる、そうした観光等のPRも実施いたしているところでございます。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 積極的な観光PRを図ることは、重要なことであります。今、市から観光協会にホームページを移行するということではありますが、なぜ移行するのか、そして具体的に、何が今までとどのように違ってくるのかお教えいただきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 藤森主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） 観光協会には現在、観光のホームページはなくて、本市の核となる観光のホームページは、市において整備いたしておるところであります。

この内容でありますけれども、羊と雲の丘や岩尾内湖などの観光資源でありますとか、季節ごとに開催されます観光等の地域イベント、また本市特産品でありますサフォークラム肉とその料理、更には新鮮な農産物などを紹介しております。

こうした中、今日のホームページの利用者のニーズといたしまして、民間の観光事業も包含した、そのまちの総合的な観光の取り組みがわかるようなホームページの整備が求められております。しかし、市のホームページでは、どうしても民間サイドの取り組みの紹介は、限られた範囲での情報提供という形になるわけでありまして、このようなことで、本年4月に作成予定されております士別観光協会のホームページに、市のホームページの観光の内容をそっくり移行いたしまして、これに加えて民間の宿泊施設、商店街、飲食店街などを紹介するとともに、このホームページから個々のお店屋さん、それからホテルとかレストランなどにもアクセスできるシステムとして整備いたしますことから、利用者の知り得たい情報が1回のアクセスで全部わかるという極めて便利な、そして情報発信効果の高いホームページとして、整備が図られるものと考えております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） ホームページの作成経費の助成となっておりますが、全体の事業費は幾らで、行政として今後継続した助成支援を考えているのかどうかお尋ねいたします。

委員長（柿崎由美子君） 藤森主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） このホームページの費用であります、ホームページ作成費として31万円、更に作成後の管理費として12万円で、計43万円の総事業費となっております。ホームページの最初の立ち上げということで経費が多くかかりますことから、作成後の管理費を除く31万円に対して、20万円を助成いたすものでございます。

ホームページ作成後の継続した支援につきましては、作成後においても観光の情報は常に新しく更新していく必要があるのでありますけれども、これに要する管理費につきましては観光協会が負担しますことから、市では作成後の経費への支援は行わないものとなっております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 現在、道北観光の中心としての旭川を基点とした連携、更には旭川空港、旭川駅の観光案内、旅行業者の協力や旭川市との連携も深めて、ホームページに士別市の案内も掲載していくこと、連携を図っていく、情報発信事業の推進を図るべきだと思いますが、今後の取り組みについての考え方をお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 藤森主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） 旭川を中心としました本市の観光PRにつきましては、人の多く集まる旭川空港や旭川駅、それから旭川道の駅、更に地場産センターなどにおいて観光パンフレットを常備いたしておりますし、更に本市の特産品でもありますニット製品やいももちなどにつきましても、上川支庁地場産センターに展示し、PRに努めているところでございます。

また、本市のサフォークラム肉を使いましたスープカレーやサフォーク丼などのオリジナル料理のポスターもつくりまして、旭川空港や上川支庁に掲示しておりますし、特に昨年は7月～10月までのこの料理の提供期間中、旭山動物園にも掲示するなど、PRを図ってきたところであります。

そこで、旭川市との連携によるホームページでの本市のPRでありますけれども、この取り組みにつきましては、上川支庁のホームページ旅工房に、本市の観光イベントや、一部特産品が紹介されておるところでございます。本市にはまだまだたくさんの観光の取り組みや資源がございますので、これらの紹介についてもお願いをしていたところ、この4月から可能ということになりましたので、上川支庁のホームページでも、本市観光の情報発信につきまして、積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 私は、情報化社会の中で、利用ニーズに即応でき得るホームページとなるように期待をいたしますし、官民一体となつての事業を継続することによって、この地域の経済や地域の活性化に連動するものとして、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、大いに期待するものであります。

次に、教育費についてお伺いいたします。

士別市の学校給食については、今問題となっております中国食材の使用については、1月の問題発覚後、使用していないと聞いております。一応現状では、安心をしている状況であります。そのような中で、給食経費などについてお尋ねをいたします。

このたび20年度より士別市の給食費について、新聞報道によりますと値上げをすることとなりましたが、値上げについて、その理由などを詳しく教えていただきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 真木学校給食センター所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

学校給食費は、平成9年から1食当たり小学生が205円、中学生が240円、東高が280円で運営してきました。この間の物価変動には、献立の工夫などで対応してまいりましたが、北海道学校給食会が道産小麦への移行に伴い、給食パンの価格に措置していた軽減が廃止されること、従来契約していた基準パンと児童・生徒に供するパンに生じていた加工賃の是正が必要になったこと、米飯や牛乳価格の上昇に加え、昨年来の原油価格の大幅な変動や地球温暖化防止に向けた燃料・穀物等への利用増加の影響による食材の高騰に、これまでの給食費では学校給食会会計に大きな影響が避けられないため、3月13日、士別市学校給食会臨時総会を開催し、平成20年4月から給食費の改定を行うことといたしました。

今回の改正では、現在の給食内容を維持するため、給食パンなどによる負担の増加と4月以降の食材の値上がりに対処するためのものでありますが、日本の食料自給率がカロリーベースで40%を割っている状況から、必要に応じ、外国産食材につきましても使用することとして給食費を算定しております。

しかしながら、中国産食材の使用については、安全が確認されるまでの当分の間は、使用を見合わせることであります。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 理由は今お尋ねいたしましたけれども、では小・中学校における19年度の現状から、どのぐらいの改定率で値上げをされるのか伺います。例えば1食当たりどの程度になるのか、小・中学校では1人1年間当たりどのぐらいの負担増になるのかお尋ねいたします。

委員長（柿崎由美子君） 真木所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

小学生につきましては、1食単価がこれまでの205円を221円に16円値上げし、年間給食費では3万9,770円から4万2,874円に3,104円の増加で、改定率は7.8%であります。中学生は240円を260円に20円値上げし、年間では4万6,560円から5万440円に3,880円の増加で、改定率は8.3%、東高は280円を294円に14円値上げし、年間では5万4,320円から5万7,036円に2,716円の増加で、改定率は5%であります。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 値上げをするとなりますと、児童・生徒を持つ家庭に相当影響が出てくることにもなります。学校給食費については、給食を受ける児童、または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担となることとなっており、受益者負担という原則もあります。従前から解決されていない給食費未納問題もあり、給食費増によりなかなか解決できなくなるおそれもありますが、現在未納は何件でどのくらいあるのか、現状ではまだ納入期間でもありますが、前年の状況でも結構ですが、また対処法についてもお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 真木所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

平成19年度の現年度の給食費は、まだ準要保護世帯及び農協口座引き落としが残っており、未納額が固まっておりますので、平成19年度に繰り越されました滞納額を申し上げますと、年度当初の滞納は40世帯52名で、滞納額は152万6,000円、そのうちこれまでに収納した額は、26世帯31名で68万円、収納率は44.6%となっております。現在残っています滞納額は、14世帯21名で84万5,000円であります。

給食費の未納につきましては、引き続き学校との連携を密にしながら、電話での催告や夜間を含めた家庭訪問を継続して収納に努めてまいりたいと思っております。

あわせて、経済的理由により就学が困難と認められる保護者に対する要保護、準要保護による給食費支援制度の周知を一層進めながら、未納の整理を図ってまいりたいと思います。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） いろいろな状況で未納の方もおられますが、ひとつ生徒に影響のないように、納入方依頼させていただきますようお願いいたします。

今後、食材については、安心・安全を基本として、共同購入や地元の食材の地産地消の観点から、更には安定的に安く仕入れる方法などについて取り組むことが重要だと考えます。特に児童・生徒を持つ家庭に対する負担増について、子育て家庭を直撃することについて、今後、市としてどのように取り組まれるのか、考え方を伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 真木所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

市では、平成20年度の学校給食会の運営及び給食費の徴収事務経費の補助金として、15万6,000円の予算を計上しております。その内訳は、2名の委託徴収員の費用が90万円、市内17校の収納事務経費が32万6,000円、給食会の運営事務費が32万円となっております。給食費への助成は含まれておりません。

そこで、お尋ねがありました保護者の負担増加への考え方ではありますが、学校給食法では給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び修繕費と学校給食に従事する職員の人件費は、義務教育諸学校の設置者の負担とされ、食材の購入などに充てるその他の費用は、保護者の負

担とされております。

このようなことから、給食費改定により児童・生徒を持つ家庭の負担増加に対し、何らかの処置を講じますことは難しいと考えておりますが、先ほど申し上げました給食費支援制度の周知を一層図ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） これからの将来を担う子供たちの教育の問題は、学習のみでなく、家庭と学校が連携をとり、学習環境や食生活の問題にしっかりと取り組んでいかなければなりません。その子供たちの成長に直結するものとして学校給食があります。特に食の安心・安全を念頭に置いて、子供たちの健全で健康な体力増進のために、学校給食にしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたしまして質問を終わります。

委員長（柿崎由美子君） 田宮正秋委員。

委員（田宮正秋君） それでは、総括質問をさせていただきます。

最初に、都市計画マスタープランについてお伺いしたいと思います。

御存じのとおり都市計画のマスタープランというのは、現在では平成33年度までの20年間を計画しています。ただ、さきの総合計画の見直しが行われましたけれども、それは上位機関ですから、それに合わせて計画を改定すると、そういうことになっております。

それで、マスタープランの事業について、前期・後期で750万円、総合計画で出ておりました、前期500万円分で今回やるということなんですけれども、見直し事業、どのようなものを見直すのか、まずそこら辺をお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 出合土木管理課主幹。

土木管理課主幹（出合孝司君） お答えいたします。

都市計画マスタープランの見直し事業の概要についてでございますが、現在の計画は平成14年度を基準日として、平成33年までの20年間を計画期間として、平成14年の3月に策定されたところございまして、上位計画であります総合計画の見直しに合わせて、その内容に即するために計画を見直すこととなっているところでございます。そこで、このたび新士別市の総合計画が策定されることに伴いまして、その内容に即した形で整理するものでございます。

見直しの内容といたしましては、大きく2点ございまして、1点目は一昨年5月に改正され、昨年11月に全面施行となりました都市計画法の趣旨を踏まえて、それを反映させること、2点目につきましては、今後の人口減少や高齢化社会にふさわしい交通体系及び道路環境の見直しを行うことというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 例えばその内容、例えば新年度とか前期にこの見直しをする中で、どのような事業の見直しをしていくのか、それがあれば、あるから見直しをやっていくんですけ

れども、そこら辺お伺いしたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 出合主幹。

土木管理課主幹（出合孝司君） 大きな内容ということでございますけれども、先ほど説明いたしました1点目の都市計画法の改正の関係について、1点目、若干説明をさせていただきたいと思いますが、今回改正されましたこの都市計画法につきましては、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させる、いわゆるコンパクトシティという考え方に基づいた内容となりまして、大型店の立地調整強化が特徴となっているところでございます。

具体的には、大規模な集客施設 これは床面積が1万平米を超える店舗・映画館等でございますが、これらが立地可能な用途地域につきましては、今までの改正前の都市計画法におきましては、9種類の用途地域、第2種住居地域、準住居地域、工業地域、近隣商業地域、準工業地域という6つの地域において立地可能でありましたけれども、この改正された都市計画法におきましては、第2種住居地域と準住居地域、工業地域の3つにつきましては、原則立地ができないと。それ以外の3地域 近隣商業地域と商業地域、準工業地域の3地域のみ立地可能となってきたところでございますけれども、しかしながら1万平米を超えない店舗等については、すべてのところについて立地可能でありますし、都市計画法と同時に改正されました中心市街地活性化法による基本計画の認定を申請する際には、準工業地域に特別用途地域の制限を設けて、大規模集客施設の建設を制限することが条件となってきているところでございまして、今後これらの特別用途地域の設定、用途地域の変更に迅速に対応できるようにしていくと。これは置いていてもだめなんです。すぐしないと、今後何かあるときに、それらの対応ができないということで、それらを今回の都市計画マスタープランの見直しに上げていきたいということで、先ほど委員さんのほうからありました前期・後期というのは、マスタープランの中に早期に入れていかなければならない文言、これらを今回の見直しの中で整備を図ってきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 先ほどの答弁で、高齢化社会にふさわしい交通体系及び道路環境の見直しについてということがあったんですけども、私、議員になる前に、駅西地区から要望書が上がっていたんですね。それは何かといいますと、西から駅に跨線橋をつくってもらって、そして自由に歩いて行けるようにということで要望書が、僕が議員になる前に上がっていたんです。そのときの要望書としては、原案はいいですよ、中身はいいですよと。しかし財政上厳しいと。そういうことで委員会で結果が出ているんですね。私が議員になってからも、その点について質問させていただいて、そしてそのときもどっちみち経済は厳しいと。そのときからだったら、今はまた経済が厳しいんですけどもね。

ただ、この都市計画のマスタープランの中で、駅周辺の歩行者動線という中で、「JR宗谷本線は市街地を東西に分断しており、その分断を解消するため、東西の市街地を結ぶ幹線道路

として都市計画道路が整備計画されていますが、駅周辺における歩行者を主とした道路が整備計画されていないことが、中心市街地の活性化と市民の日常生活の利便性において不足要素となっている」と。これが解析評価です。そして計画の中では、将来はそういう跨線橋もつくりますよと。ここでは膨大な計画で、自転車道の整備とともにやりますよという、そういうふうになっているんですけども、そこら辺どのように、これは長期プランですから、あれなんですけれども、前期・後期にはならないかもわかりませんが、今回のそういう策定で、このような中身が変わっていくのかどうか、そこら辺お伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 出合主幹。

土木管理課主幹（出合孝司君） お答えいたします。

この歩道橋の整備につきましては、今、委員さんのほうから御指摘がございましたとおり、昭和56年の議会において、陳情採択になった経過がございます。その後、建設費用の検討なりアンケート調査の実施、またJRとの協議を行ってきたところでございますけれども、事業費が多額になること、これは前回の委員会でもお話ししたと思いますが、砂川市の例で言えば、6億5,000万円程度の事業費が必要になってくるというような状況であること、また市民生活に直接かわりのある道路や下水道の社会的基盤事業を、優先して今まで着手してきたこと、また今日的な財政状況もあり、未実施のまま現在に至っているところでございます。

このような状況を踏まえまして、マスタープランの見直しに当たりましては、各事業の進捗状況や社会情勢の変化を考慮し、長期的な視点に立ちまして検討する課題というふうに認識しているところでございますので、そういう形で見直し作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いろいろ長期的に検討するということなんですけど、この中身は変わらんとということで理解してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 出合主幹。

土木管理課主幹（出合孝司君） 基本的には、中身は変わらずにという考えであります。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは次に、後期高齢者医療についてお伺いいたします。

初めに、少子高齢化という中で、いろいろなこういう制度もできてくるわけですけども、まず後期高齢者医療をスタートさせるその理由についてお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

まず、我が国は、人口構造の急激な高齢化に伴いまして、高齢者の医療費が急激に伸びていくことが予想されるというふうになってございます。平成15年度では、国民医療費31兆5,000億円のうち約11兆7,000億円が老人医療費でありまして、国民医療費に占める割合が約37%に

も上がっております。この人口の高齢化自体が、今後更に急速に進むことが予想されますことから、それに伴って老人医療費も急増していくというふうに考えられます。

この増え続ける高齢者の医療費につきまして、どのような財源で安定的に賄っていくのか、それからだれがどのようにして負担していくのかが大きな課題となっているところでございます。

一方、国民皆保険のもとに、医療保険各制度では、医療費が多額にかかる高齢者の8割を国民健康保険が受け持っております。被用者保険は2割となっている現況でございます。これは現役世代が被用者保険に偏り、更にサラリーマンを退職し、年金受給者になると国保に移るという構造ということでございます。国保が高齢者を多く抱える構造となり、国民健康保険の財政が厳しい状況になっていくため、高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえた新たな高齢者医療制度が創設されたというふうになってございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いわゆる少子高齢化になってきましたので、現役世代、前期高齢者といいますが、ゼロ歳から74歳ですね、その負担を極力抑えていくんだと、そのようなことなんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

現行の老人保健制度では、高齢者も若い方も同様に各医療保険制度に加入し、保険料を負担してございます。医療給付に関しては、加入している医療保険制度では行わず、その高齢者が住んでいる市町村が行う仕組みになってございます。このように給付主体が市町村、財政主体が各保険者という二重構造になっているため、高齢者世代と現役世代の負担が現在不明確となっております。このために、公平でわかりやすい新たな高齢者医療制度が創設されたというふうに認識してございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 午前中の小池委員とダブるかもわかりませんが、傍聴者で該当する方もいらっしゃると思いますのでお聞きしますけれども、この新制度というのは、例外なくすべての75歳以上の方が対象となるのか、そこら辺伺いたします。

委員長（柿崎由美子君） 岩見市民課主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の方と一定の障害のある65歳以上の方が対象でございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは、保険証だとか保険料はどうなるのか、また保険料の納め方と病院での窓口負担についてお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。

後期高齢者医療保険証は、一人一人に1枚交付され、3月下旬には皆さんの手元に届くように準備中でございます。大きさにつきましては、対象者が高齢者ということもあり、現在の老人保健法医療受給者証と同じ大きさでございます。

保険料につきまして、一人一人の所得に応じて保険料が算定されるもので、均等割は年額4万3,143円と所得割は9.63%で算定され、2年ごとに見直しがされることになっております。

また、保険料は被保険者と世帯主の所得の合計で軽減が判定され、所得が低い世帯に属する方の均等割の軽減割合は、7割、5割、2割でございます。

それから、保険料の納め方につきましては、原則、年金から天引きされる特別徴収でございますが、年額18万円以下の年金額の方や介護保険料と後期の保険料を合わせたときに、年金受取額の2分の1を超えるときには普通徴収となり、納付書で納めていただくことになります。

また、医療費の窓口負担につきましては、今までと同様に1割の自己負担であり、1カ月の自己負担額を超えた場合には、世帯の負担区分により高額医療費をお支払いするものでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 例えば今まで子供さんの扶養になっている親、例えば75歳以上の方ですね、そういう方が今度、新制度に加入するわけですけれども、そういう方には減額の措置というのはあるんですね。例えば2年間は均等割は半額に減額されるだとか、そういう制度もあると聞いているんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えします。

社会保険などの被扶養者だった方が75歳に到達し、後期高齢者医療制度に加入された場合は、加入したときから2年間、所得割はかからず、均等割が5割軽減されることになっております。また被扶養者の方につきましては、激変緩和といたしまして、平成20年4月から半年間は保険料が全額軽減され、10月からの半年間は均等割額の9割が軽減されることになっております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私ども、やはりこのように制度が変わるということに対して、まず一番最初に何が来るかと言えば、本当に年金も少なく、生活も大変だという方は士別にもたくさんいらっしゃると思うんですね。そういった面で、資料を見ますと、平成19年度、例えば75歳以上で1人世帯、国保税で言ったら資産割3万円がありますので、7割軽減で2万5,800円。そ

の方が今度、後期高齢者医療制度に入りますよと。入った場合に、年金額で1人153万円以下で生活している人は、国保税では、もし資産割だったとしたら3万円になりますよと。ところが後期高齢者医療制度では、資産割がないわけですから、そういった面では、今までの2万5,800円よりも半分になる。7割軽減で1万2,900円安くなるんですよと。そのような資料のとらえ方で、153万円以下で一人の方は、かえって今までより半分になるんですよと、そのように理解してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） 委員の言われるとおりだと思います。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） では、例えば2人世帯、この資料で言えば、旦那さんが76歳、奥さんが75歳で、ともに資産がありますよと。そういった場合に、今までは3万2,400円でしたよと。ところが今度は7割軽減ですから、つまり御夫婦で4万3,143円の30%負担すればいいんですよと。旦那さんが1万2,943円の7割軽減ですよと。奥さんもそういうふうな軽減ですよと。そうしたら今までよりも、夫婦2人だけでいた場合、国保税から見たら6,600円安くなるんですよと、そういうふうに理解してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） 委員の言われるとおりです。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは、今お話ししたのは資産のある人ね。ところが士別には例えば北部団地だとかいろいろな団地がありまして、お一人で住んでいるとかそういう方いますよね。例えば75歳以上で1人で住んでいますよと。資産はないですよと。その方はもともと国保税でも、資産はないんですよとから資産割というのはなかったんです。それでもやはり後期高齢者医療制度になれば、半額とまではいかないけれども、今までより安くなると。ひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃん、今まで国保に入っていますよと。資産もありませんと。公営住宅に入っていましたと。そういう人が今度、後期のこれに移った場合に、それでも今までの国保税から見たら安くなるという、そのように理解してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 岩見主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） 委員の言われるとおりだと思います。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いろいろな資料を見ていったら、物すごく難しく考えられるんですけども、ただ僕らは本当に困っている人、おじいちゃん、おばあちゃん、ひとり暮らしで公営住宅にいる人、そういう人に、いや大変なんだと。もう今でも生活苦しいのに、こうなったらどうなるんですかと聞かれるんです。1人世帯の人だったら簡単なんですよ。153万円以下で、例えば資産があったとしたって、資産があったら今までより半額になるんですよと。資産がなくて公営住宅に入っている、今までよりは安くなるんですよという説明の仕方をして、納

得してくれるんですよ。ただ、所得が多い人は、75歳過ぎても会社の社長なり会長なりをやって、それなりの収入のある人についてはわかりませんが、そうではなくして、単純に仕事が定年になって、そうやってひとり暮らしでやっている人に対しては、かえってよくなるんですということを説明しているんです。

ですから、そういった面もわかりやすく説明すべきだと思うんです。していると思うんですけども、特に簡単に言ったらそういうことで、ひとり暮らし、夫婦2人暮らしで153万円以下の人は、かえって安くなるんですよと、そのような説明もすべきではないですか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） 今後も、まだ各老人クラブで説明していないところもございますし、引き続き団体で説明をという団体もございます。そういうところには、今、委員お話のありましたように、何らかの資料等を提示して御説明をしていきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは、よろしくお伺いいたします。

次に、職員費についてお伺いいたします。

初めに、福祉協会負担金、今回329万5,000円減額です。それで上がっている金額は92万6,000円です。私、前に、本会議場ではやりませんでしたけれども、2期目のときに、この福祉協会負担金は何なんですかと聞いたことがあったんです。これはそういう料率で決まっているんですと、そういうことを聞いていて、ああそうなのかなと思っていたんですけども、今回大きく329万5,000円減額になった、その理由をまずお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 村上総務課主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 福祉協会をめぐる環境は、市町村合併、定数削減に伴う会員数の減少、公務員制度改革による新給与制度の導入などから、全体の収入の落ち込みが見込まれることから、平成17年10月から経営計画策定会議等を立ち上げ、各種検討を行い、平成19年度から各種事業の見直し、財源率の見直し、福祉協会掛金負担金の問題の解消が図られたところです。

福祉協会の掛金につきましては、平成18年度は毎月の給料の月額1,000分の2.425となっておりますが、見直しにより平成19年度から1,000分の0.575と約4分の1程度に変更となっております。これらの変更につきましては、昨年3月5日に福祉協会から正式に通知されておりまして、平成19年度の予算策定においては、前年度の18年度の率を用いておりますことから、今回、平成20年度の福祉協会負担金につきましては、前年度と比較して大きく減少したところでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） これはどのような事業をやっていたのか。それと会計検査院からの指摘があったという話もあるんですけども、そこら辺もお伺いいたします。

委員長（柿崎由美子君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 福祉協会の事業につきましては、市の負担金による事業、それから会員の掛金による事業、それから負担金と掛金の共同による事業に分かれております。

負担金の事業につきましては、保健体育事業奨励助成といたしまして、土別市におきましては、職員福利厚生会が主催する各部対抗の運動会を実施した場合の助成や、退職予定者が退職後の生活設計に役立つ情報が得られるように開催される退職セミナーなどがございます。

掛金事業といたしましては、各種見舞金、弔慰金、それから出産祝い金等がございます。

負担金と掛金の共同の事業といたしましては、元気回復、健康保持の増進推進を目的に、共済組合施設への優待、医療給付事業、貸し付け事業、福祉年金事業、生命共済事業等がございます。

委員のお話にありました会計検査院からの指摘というところでは、平成18年度におきましては、掛金率と負担金率がほぼ同率という形になっておりませんでしたので、平成19年度から、先ほど申しましたが、約4分の1程度に下げまして、同率といたしたところでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それまでの1,000分の0.560から、そして負担金が1,000分の2.425が今度は1,000分の0.575と、そういうふうになったということですね。

それで、今まで行われていた事業というのは、これだけ負担金が少なくなったら、福祉事業だとかそういうのはちゃんと行われていくんですか。

委員長（柿崎由美子君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 事業の見直しにつきましては、平成19年度におきまして、それまで福祉協会のほうで実施しておりました共済組合施設への保養優待、札幌にございます「ポールスター札幌」、それから新定山溪にあります「ゆらら」と2施設ございます。それから道内の指定保養所等の助成等がございます。それらの事業につきましては、共済組合のほうに移っております。残された財源で通常の福祉協会の事業については、一定程度制限はかかっておりますが、継続して実施されております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは次に、退職金手当についてお伺いいたします。

退職金手当については、私も過去、退職時に2号報酬が上がるだとか、それに対して何十カ月分という、そういうのはやめるべきではないかと。そういった面で、僕らはそういうのは実施していないという、そういう考えでいたんです。ところが今回、一般会計、企業会計ですか、病院事業、水道事業会計、見ていったら、病院事業会計においては、後で制度あり制度ありで話していただきましたけれども、その前は制度なし制度なしとなっていたんです。一般会計を見ましても、制度あり制度ありなんです。

それで、私、最初は、制度ありというのは、いわゆる勤奨のときには多くあれしますよとか、そういうのが制度の面で加算措置制度ありとなっていたんですが、ところが今度、勤奨はいいんですけども、定年も加算制度はあるんですよ。そういうふうになってきたんですけども、そこら辺はどうなっているのか、またいつ変わったのかお伺いします。

委員長（柿崎由美子君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 退職手当支給に伴う加算措置につきましては、2つございます。

1つ目は、退職手当の計算方法ですが、以前は退職時の給与の月額に、勤務年数、退職需要に応じた率を上して算出しておりました。昨年4月の新たな給与制度の導入後は、給料表が9級制から7級制へ変更となり、給料月額の読みかえにより、その給料月額も全体に下がった額となっております。

現在の退職手当につきましては、これらの下がった給料月額に勤務年数、退職事由に応じた率を乗じた額に退職までの職責に応じた調整額を加算して支給する制度に変更されております。加算される調整額につきましては、職責に応じて、どの職位に在職しているのかで異なり、1カ月の在職に対し、部長職であれば4万1,700円、次長職であれば3万3,350円、課長職で2万5,000円などと定められており、それらの60カ月分が調整額として支給されるものでございます。

2つ目といたしましては、50歳以上の職員が退職勤奨を受けて退職する場合、早期退職に伴い1年につき2%の退職金が加算される措置がございます。仮に職員が50歳で退職した場合は、60歳までの10年に対して年2%の加算がありますことから、結果として20%加算された退職手当が支給されるものでございます。

以上の新たな退職手当制度の導入に伴う職責による加算措置と勤奨退職者割増金の2点が、退職手当支給に伴う加算措置となるものでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今の説明ですと、9級から2級になったんだと。安くなったから、当然今までのそのままでいったら、退職金も安くなりますよと。それで例えば退職時で部長だったら、例えば4万円だったら、そうしたら僕の計算でいったら、59.28だとしたら、60カ月分だとしたら4万円で240万円多くなるんですかと、過去のあれからいくと、今現在の給与のあれでいったら。そういう制度を設けなかったら、退職金自体は安くなるんだと。その制度を設けることによって、部長クラスだったら約200万円ぐらい出ると、そのように理解してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 給与制度の導入に伴いまして、給料月額が大きく下がったということもございます。その下がった給料月額を根拠に退職手当を算出しておりますので、委員お話しのとおり調整額がないと、大きな退職金の差が生じるということから、制度のほうも変更さ

れたものでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） この制度は国と同じなんですよと。国も同じ制度だから、土別市も同じ制度でやると。僕はそれはいいと思うんです。国と、健全化計画だとかそういうのをあれしたときに、職員給与費については、僕はその計画も国等と均衡を維持すると。そのような中でやってきたんですね。そういった中で過去においても、では管理手当はどうなるんですかと。国と違うではないですかと。国より相当多くもらっていたと。これは直すべきではないかと。それで直しましたよね。国と同じにしました。

それで、住宅手当があるんですけども、例えば持ち家ではなく借家の場合は、国と市は同じ制度ですよと。そうですね。最高に高いのをあれしても2万7,000円を限度として、月額として住宅手当を出しますよと。ところが持ち家の場合、これは違うんですね。持ち家の場合、国の場合は新築され、または購入された住宅であって、当該新築、または購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であること、それには月枠2,500円住宅手当として払いましょうと。ところが土別市の場合は、その所有にかかわる住宅に居住している職員で世帯主である者には、月額7,000円払いますよと。これ国が2,500円ですから、土別市は7,000円なんですけれども、これ国等と均衡を維持する、そういう面ではどうなんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 持ち家の住宅手当に関しましては、国家公務員のように公宅、官舎等を備えられている場合と状況が異なり、地方公務員、特に市町村の場合においては、公宅を保有している割合も非常に低いこと、また民間住宅の充足もかなり低い状況から、持ち家を取得する状況はやむを得ないものと以前から考えており、それらに対する手当の額につきましては、毎年、他市の状況を比較しているところでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 他市の状況と比較するというのは、それはわからんわけではないですけども、他市がこうやっているんだからこうやるんだと。では寒冷地手当、国と一緒にしたのは土別は物すごく早かったんですよ。ほかの自治体が、名寄だとかいろいろな自治体が行っていないけれども、土別市は国と同じにしたんだと。そういった面で、国が2,500円ですよ、土別が7,000円ですよと。これは考えていただきたい、このように思うんですけども、どうでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今の住宅手当については、ちょっと説明が重複して大変申しわけございませんけれども、国

につきましては、ほとんど公宅が整備されていると。こういった中で新築の場合には月額2,500円、そしてあと地方自治体においては、公宅ということが、道はちょっとわかりませんが、市町村においては余り整備されていない。そういった中で、道内の各自治体においても、一定額の住宅手当が支払われていると、こういった状況にあることを今、主幹のほうから御説明したわけでございますけれども、委員のお話の中で、寒冷地手当が国に合わせたように、住宅手当についてもいかがかというお話でございますけれども、確かに7,000円ということになりますと、道内35市の状況から見ますと、正直高いところ、7,000円よりも上のレベルにある自治体も相当数ありますし、士別市より低いところも相当数ある。7,000円というのは、大体ほぼ中間的な位置に今現在あるのかなと、そういうふうに考えております。

そこで、国と合わせてはというお話でございますけれども、19年4月から例えば給料につきましては5%の独自削減を行っている。更に期末勤勉手当においても、0.3カ月の削減を現在行っている。そして役職加算額につきましては廃止という、こういった形の中で、全体として、平均でありますけれども、7.4%の独自削減措置を現在行っているという状況でございます。そういったことからしまして、職員の皆さんも相当な負担をかけている段階において、今の住宅手当の見直し、こういったことについては、現在のところ考えていない状況にありますので、御理解賜りたいと存じます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 考えていないというのは、わからんわけではないです。ただ、国が2,500円で士別が7,000円と。全体の北海道の市の中では、高いところもあるけれども、安いところもあると。今は考えていないけれども、今後は考えていただきたい、このように思います。

次に、通勤手当なんですけれども、これも交通機関を使用する場合は国も市も同じですと。交通機関は最高5万5,000円ですと。士別の職員で交通機関を使用する人はいないと思うんですけれども、ただ自家用車を使用の場合の月額なんですけれども、例えば国は片道5キロ未満である職員は月2,000円ですと。士別は、片道5キロ未満である場合は、キロ数に応じて15円。というと、15円掛けるキロ数5キロ掛ける21日掛ける往復ですから、それから言ったら3,150円なんです。国が5キロ以上10キロ未満である場合は、4,100円なんですけれども、士別市の場合は5キロ以上10キロ未満、例えば10キロだとしますと20円なんです。20円掛けるキロ数10キロ掛ける21掛ける2となったら、8,400円なんです。国が4,100円なんですけれども、士別市は8,400円になると。そして10キロ以上15キロ未満である職員は、国は6,500円です。市は10キロ～15キロの場合は25円です。15キロだとしたら、25円掛ける15キロ掛ける21掛ける2となったら1万5,750円なんです。国が6,500円、市が1万5,750円、このような通勤手当の金額になると思うんですけれども、この計算は間違いですか。

委員長（柿崎由美子君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 月額の計算については、委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 計算の仕方はそうなんです。うちの計算機が壊れていなかったら、この数字になるんです。ですから、15キロを超えてというのは余りいないと思うんです。これだけ違うんですよ。5キロ未満が国は2,000円、土別は3,150円、10キロまで国は4,100円、土別は8,400円、15キロ未満は国は6,500円、土別市は1万5,750円、これだけ上がったら、確かにね。でもこれは上がる上がらんという問題ではなくて、ここら辺どのようにお考えですか。

委員長（柿崎由美子君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

通勤手当の御質問でございますけれども、確かに国と土別市を比較いたしますと、通勤手当の制度そのものにつきましては、土別のほうが高くなる計算方法によっております。

そこで、なぜこういったことであるということになるわけでございますけれども、実はそれ以前の土別市の通勤手当については、まだ少し高かった状況があります。そこで17年9月に旧土別市と旧朝日町が合併するというそういった協議の中では、通勤手当についても一定程度的見直しを図ると。そういう考え方の中で、通勤手当、それも全体の見直しを行ってきております。そうした中で、両市町の協議の中で、国の制度までは、ちょっと合わせることは難しかったわけでございます。国の制度に合わせようということまでは、ちょっといかなかったわけでありましてけれども、一定程度的削減措置、こういったことを図る中で、今回の通勤手当を支給している状況でございます。

今後ということになるわけでございますけれども、今の段階で、17年9月に一度見直しして今日を迎えているわけでございますけれども、これらの見直しについては、先ほどの独自削減措置で平均7.4の削減を行っておりますので、現段階においては、これについても、今のところ見直すという考えは、私どもとしては考えていない状況でございますので、御理解賜りたいと存じます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） なぜ言うかといいましたら、やはり健全化計画だとかそういった面で、給与費で出ているのは、こういう手当も含めて、国等と均衡を維持していくんですよ。そういうふうな基本的な考えがあって、このような支給結果になっているから、どうなんですかと。そういった面で、今はないかもわかりませんが、今こういう燃料が上がって、そういう時期にこういうのは。ただ、これはそういうのとは本質的に違いますから、そこら辺は理解していただきたいと思えます。

それで、給与費の最後で、僕らもいろいろな中小企業といいますが、公共事業に関する企業だとか、いろいろかつて回っていったら、非常に厳しいといいますが、今後もやめる会社も出てくるかもわかりませんですし、そういった面で、例えば市で臨時職員の募集をかけますよね。そのようなときに、こういう資格、こういう資格が必要ですよという資格があったとして、同じ人が2人面接に来ましたと。片一方はある企業に所属していると。だけれども、市の臨時で入りたいんだと、そういう人が来たとする。片一方で、企業が破綻していて、今、失業保険を

もらっているんですと。何とか臨時で雇っていただきたいんですと来た場合に、同じ資格を持っていて、そういった場合、どのように市として考えるか、そこら辺、基本的な姿勢だけ、この1点だけお伺いしたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

臨時職員の募集につきましては、私どもとしては、特別な資格を必要とするもの以外につきましては、一般的に公募という形をとっているわけでございます。そこで、仮の話としまして、2名の方が来て、片や今現在、募集の段階で企業に勤めています。そして片やの方については、失職の身にあると。そういったときの市の基本的なとらえ方ということでございますけれども、私どもとしては、確かにそういった事情というのは十分理解できるわけでございますけれども、場合によっては、またもう一つ仮の話なんですけれども、例えば今度の4月、5月に、その方が勤められていたのをやめるかもしれない。そういったことも当然考えなければならぬと思うんですよね。仮の話とすれば、そういったこともありますので、正直申し上げて、私どもの採用の基本的な考えとしましては、やはり両者の面接、その面接の結果によって採用するしない、これを決定する状況でございます。これが基本的な考えでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私も仮の話なんですけれども、例えば応募したときに、仮にやめないよと。ただ、今働いているんだけど、これも仮の話ですよ、市の臨時のほうがいいから来たんですと。そんな2カ月、3カ月で、もしこの市役所がだめだったら、その民間の会社で働いてますよと、仮にそういう方だとしたら、同じ資格をちゃんと持っていて、同等のレベルとして考えた場合には、そのようなことを聞いているんです仮に。

委員長（柿崎由美子君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） 個人的な考え方になりますので、その判断というのは難しいと思うんですよね。ですから、私どもとしては、面接の結果によって採用を決めている、こういった状況でございます。

委員長（柿崎由美子君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 総務部長、孤軍奮闘しているような答弁をしておりますけれども、私はやはりAさん、Bさんが、同じような期待のできる方が2人あらわれたというときには、今、中小企業の中で働いてる雇用主にしても、どうしてもこの人は離したくないという人だと私は思うんですよね。そういう人を行政が一方的に雇用するということは、私はやっぱり市民全体のことを考えると、やるべきことではないと、私はそう思っていますので、そのようにこれからはいくようにしていきたい、そう思っています。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ありがとうございます。

それでは最後に、委託費について、水道・下水道事業の検針業務についてお伺いいたします。
よく下水道等の検針といっても、水道のメーターを見て紙を各家庭に入れていって、そうやってやっているのが下水道の体制、水道のそれによって下水道も決まるわけですけどもね。
そういうのは委託しているんですよね。

委員長（柿崎由美子君） 佐々木上下水道課長。

上下水道課長（佐々木辰彦君） 委託をしております。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 昨年か今年だったですか、朝日かどこかの委託、それ公募しましたよね。

そこら辺の内容をちょっとお伺いしたい。

委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

上下水道課長（佐々木辰彦君） 旧朝日町の時代に、朝日町さんの検針は、旧士別市と違って、個人ではなく会社が検針の委託業務をしてございました。合併協議の中で、そのままの形態で継続していくという取り決めをして、そのまま会社が検針の業務を委託しておりました。ところが、その委託を受けていた会社が、20年の3月末でやめたいというような申し出がありました。なおかつ、それが予定が早まって、実はもっと早く、12月末でやめたいというようなことで、急な話になったものですから、とりあえずそのまま、業務については、その会社の担当していた元社員に、とりあえず3月までお願いをして、4月からの新年度については、新聞広告で募集をして、面談の上、4月からは個人と契約するというようなことで実施していきたいというふうに思っています。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 市内と多寄、温根別、上士別ですか、それはどのように検針業務を委託しているんですか。

委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

上下水道課長（佐々木辰彦君） どのようにといたしますか、人数的には、いわゆる中央地区については5名の方が検針を行っております。温根別、西士別の地区については温西地区ということで、そこで1名、あと多寄地区については1名、上士別地区には1名、朝日地区に1名ということで、全員で9名で検針を行っております。

検針の日数については、市内は多い人で1,800件ぐらいをこなす人もございますので、1週間ほどの検針日を設定しております。件数の少ないところについては、3日程度の検針日ということで、なるべく同じところは同じ日の検針日ということで検針をしております。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、今回は朝日の場合、そのように公募をかけたというんですけども、一般の市内 温根別、上士別、多寄ですけども、そういうので公募というのはしたことあるんですか。といいますのは、市民から、議員さん、どうなっているんですかと。どういう形で業務を委託しているんですかと聞かれたものですから、そういった面で、公募という

のは余り今まで見たことなかったんですけども、そこら辺はどうなっているのかお伺いします。

委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

上下水道課長（佐々木辰彦君） 当初、検針業務をスタートしたときは、中央地区については3名でスタートして、その当時は公募という形で行っています。その後、件数が増加ということで、平成4年と平成10年に1名ずつ増員をしました。それでそのときも公募で行っています。現在5名いる中の4名については、公募で決定をさせていただいたんですけども、1名の方については、その検針の担当者が急死というか、死亡したというようなことで、その1名の方については、紹介等のような形で、公募なしで決めさせていただいたという経緯があります。郡部につきましては、基本的には地域の事情に詳しい方のほうが適切だというような判断から、紹介等をいただいた中で決めさせていただいています。

委員長（柿崎由美子君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いや、そうなんです。公募ではなくて、そういうような形でやっているという、そういうのを知る人から、それどうなっているんですかという、そういった面で、今本当に市内、不景気で大変なんです。それでそういう仕事にも、目につく人も市民の中にはいるんです。先ほど言われたとおり3日で終わらせなければならんだとか、1週間で終わらせなければならんと、集中して、極端な話、だれにも会わんで、メーター見て入れていくという作業ですから、そういう作業もできる人が中にはいて、そういう疑問になったと思うんです。そういった面で、今後そういう市民から見てわかりやすいというか、そういうのを、公募なら公募でやっていただくということで、そういうことでお願いして、私の総括を終わります。

委員長（柿崎由美子君） ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時42分休憩）

（午後 3時01分再開）

委員長（柿崎由美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

池田 亨委員。

委員（池田 亨君） それでは、総括質問を行います。

5項目通告しておりましたけれども、未就学児の扱い関係と、それから勤務時間の改正条例の施行と予算については、今回取りやめいたします。

最初に、契約事務の関係についてでありますけれども、過日の一般質問におきまして、建物賃貸借契約上に配慮不足の面があるのではないかと、こういうことで見解を求めました。このときの御答弁は、調査検討するということでございました。人間の生活の営みは、間断なく継続されているものでありますから、こういった調査検討されるということで、それがいつの時

期に改善されるのかということが明確でない。ただ検討すれば、それで済むという、そういうようなことで放置されるのでは、これはちょっと私の質問で求めた真意と違いますので、契約書上、欠缺があるとすれば、これはやっぱり調査して、補完をするという、そういった答弁でなければならないのではないかなと、そんなふうに思います。

それで、くどいようですけれども、一般質問でいただきました調査検討、この真意を最初にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 林企画課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

池田委員のほうから、今後、調査検討するという真意についてお尋ねがありました。株式会社土別開発公社が所有いたします駅前ビルで起きました事故に関しまして、入居者と取り交わしておりました建物の賃貸契約書の内容についてでございます。

まず、賃貸借の規定といたしまして、民法601条の中では、「当事者の一方がある者の使用及び収益を相手方にさせることを約束し、相手方がこれに対してその賃料を払うことを約束することによって、その効力が生じる」ということで定められております。更に賃貸借契約におきましては、契約上の義務といたしまして、貸し主と入居者の双方が相手に対する義務を負うということになってございます。

このたびの事故に関しまして、ある意味、修繕ということの原状回復、ある意味では、甲と乙のそれぞれに対する損害賠償という2つの解決しなければならない部分がございます。

したがって、目的物の維持や管理並びに修繕の義務といったことに関しましては、これにつきましては、甲の義務が当然生じてまいります。加えまして、損害賠償につきましては、甲乙双方の協議の上に検討しなければならないということで、今後調査検討する旨をお答えしたところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、一般質問でも似たような御答弁をいただいたわけでありませけれども、民法の606条は、これは言ってみれば損害賠償の補てんの条文です。

私は、この契約書の作成内容に欠缺があるのではないかと、こういうふうには実は考えているわけです。なぜかといいますと、これは当然、こういった双務契約では、双方が負担する義務、それから得る利益、これを明確にしておかなければならないと、そういうふうには思うわけですね。

ですから、この契約書については、確かに両者合意して締結されて、実際にこれは運用されているものでありますけれども、私はここで甲の責任の明示をきちっとする、そのことがこういった契約には必要なことではないかなと、こう思うわけです。

それともう1つは、この606条は、実は強行規定ではないというのが、これは学説上、通説なんですね。そうしますと、やはりこれはこの契約書の中にきちっと書き込んで、そしてこの

契約書だけを見て、事案の処理をできるような内容に、これはすべきではないかと、そう思うんです。

そういった意味で、これは検討して正すという趣旨合いの答弁だというんでありますけれども、どのような形でこれを補完していかれようとしているのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、民法601条におきましては、甲の立場で申し上げますと、相手方に対しまして使用及び収益を生ませると。一方、相手方はそれに対して賃料を支払うということで、それぞれ義務を負うということで、双務契約ということになってございます。

ただいま池田委員のほうから、民法606条に規定します修繕の義務を甲 貸し主側の責任ということで明らかにすべきではないかといったお尋ねでございました。民法606条 いわゆる賃貸物の修繕の規定におきましては、賃貸人 いわゆる貸し主には、目的物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うということで定められております。ここで貸し主の責に帰する事由によりまして、入居者に対し損害を与えた場合、契約書にその旨明記がなくても、目的物の維持や管理は貸し主側に義務があると解釈されておりますが、この修繕の取り扱いにつきまして、1つとして、市営住宅条例の中に修繕費用の負担という一項がございます。この中では、端的に申し上げれば、市営住宅の修繕に要する費用は、市が負担するという一項が入っております。この中では、いわゆる借り手側 甲の中では、当然たたみの表がえですとか、電灯なり蛍光灯の取りかえ、給水栓、排水栓、その他費用が軽微な修繕につきましては、これは当然、乙の入居者の義務となっております。株式会社土別開発公社の契約書の中には、こうした修繕の取り扱いが入っていなかったのは事実でございます。

こうしたことを踏まえまして、一般的な賃貸借契約におきましても、修繕費の負担区分ということは明らかになっている事例もございます。こうしたことを踏まえまして、今後、基本的には入居者の間では1年契約で双方申し出がなければ、その都度更新の扱いになってございしますので、今後、更新時には、その旨、修繕の取り扱いを明らかにした中で、契約の更新をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それでは、これは今答弁された内容では、契約更改時に修繕の部分は明示するというふうに受け取ってよろしゅうございますね。

委員長（柿崎由美子君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） その起きたことが、どちらの責任かということが当然でございます。例えば修繕を行うにしても、修繕費の負担区分といたしまして、建物の土台、柱、壁、屋根等の主要部分に関する修繕費は甲の負担とし、その他の修繕費につきましては、乙の負担とすると

いう一つの事例もございます。修繕の発生がどちらが原因なのかということで、いわゆる一般的な軽微な修繕につきましては、入居者のほうが当然負担していただかなければならないわけですが、このたびのような貸し主側の責任が明らかな場合につきましては、これは当然貸し主側の修繕の義務が生じてくるものと思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） なかなか言いにくい部分もあるのかもしれませんが、私が今ここで議論したいのは、どういった形で損害が発生したかということではなくて、そういったことではなくて、契約書上、明示すべきものは明示すべきだと、こういう考え方で実は申し上げております。当然、民法の601条では、修繕義務というのは明示されております。その他、やはり損害賠償について、甲の貸し主の責任がある場合もありますし、それから乙に責任がある場合も実はあるわけです。そこら辺のところを、やはり契約書上、明示するというのが私は必要なのではないかなと、こう思います。

それで、実はもう一つ、委託契約書、これ見せていただきました。委託契約書にはこう書いているんですね。これは20条の2号に「甲は前条2項の規定により契約が解除された場合において乙に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない」ということで、甲の責任を明示しております。それから、これは土別市契約事務に関する規則の24条に、こういうくだりがあるんですね。24条の3項に「契約の目的、契約の金額、履行期間及び契約保証金に関する事項のほか次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない」ということで、大体挙げてあるのが、9項目にわたって挙げてあります。それでこの5項目に、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、それから違約金、その他の損害金」と、こう書いているんですね。これは契約書を作成する場合の条件として、こういったものも触れておくと、こういうことなわけです。

そうしますと、当然この民法の601条の規定はありますけれども、やはり私は損害賠償のところにも明確に、この賃貸借契約書に今、乙の責任だけしか書いていないんですね。これは「乙がこの契約で定める義務を履行しないため乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない」と。ですから、この契約書そのものが、実は甲に全くこういった損害 言ってみれば不法行為ですね、こういったことが起こり得ないという、そういう形の契約書になっているわけですね。これはやはり双務契約の考え方からすると、私は明らかに欠落している部分だと、こういうふうに考えるわけです。

ですから、これは先ほど契約更改時に部分的に606条ですか、この部分の文言を入れて修正をしたいということでありますから、できるだけ早い時期に、これはひとつ補完をしていただきたい、こう思います。

委員長（柿崎由美子君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） 私から少しお話をさせていただきますけれども、今、池田委員がここで

議論されている契約書というのは、公法上の問題ということではなくて、私法上の契約ということになるわけです。甲というのは株式会社土別開発公社、乙というのは借受人ということで、法人格が全く違うことを、この公的な場の中でいろいろ詮索して言うのも、いささかどうかなという疑問が私は少しあります。

でも、言ってみれば全く法人格は違う立場にありますけれども、副市長が今、公社の社長ということでもありますので、一人二役というような形もありますので、でもしかし考えてみたら、やはり公法上のものと私法上のものとは、やはりおのずからこれは違うと。私の立場からすると、これは相当この間からいろいろな議論が展開されておりますけれども、あえてこれを突っ張って、絶対ノーというものでないでしょうし、またそれはわかりましたと言っても、それは別に特段大きなこれからの支障があるものではないと思っておりますので、ですからそういった意味で、これから私の市としての立場としては、公社にノーという、行政指導というものもおかしいですし、株式会社に対して、そういった議会で疑義が示されてもいるので、十分検討されますようにひとつという、そんな通知になるのかと思うんですけれども、その点で御理解しておさめていただければ、ありがたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私もこだわるつもりはありません。ただ、やはりこれは条例でも書かれていることでもありますし、そして副市長が社長ということになれば、市の機関が、第三セクターになるんですか、そういった機関の長でありますから、これは行政が関与しているものであるということになるんだろうと思うんです。ですから、これはなかなか相手方が言いにくい部分だと思えますから、これはやはり点検して、こういったものは、是正すべきは是正していただきたいと、こう思うんです。ですから、早急に、これは契約更改時に善処されるようでありますから、そして市長の考え方もお聞かせいただきましたから、これはひとつ何とか甲の責任を明確に表示してやっていただきたいなど、こう思います。

次に、職員の研修について少しお聞かせいただきたいと思います。

職員の研修については、実は予算が205万5,000円計上されております。この中に各種研修事業が170万5,000円、三好町職員交流事業が24万円、GCの派遣研修事業で11万円、これがそれぞれ計上されているわけでありましてけれども、三好町の職員交流事業というのは、実は18年度、19年度では三好町から職員を受け入れて、職員の交流研修をされたということのようです。今年には派遣をするという考え方で24万円が計上されておられるのかどうか、最初にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 小ヶ島総務課主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えを申し上げます。

土別のほうから三好町のほうに職員を派遣しておりますけれども、これは基本的に隔年ということで派遣をいたしております。ただいま委員おっしゃられましたとおり、20年度については、土別市のほうから三好町へ職員を派遣するというところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ごめんなさい、私、18年度のやつを見落としていました。18年度はこちらのほうからも派遣しているんですね。

それで、相当多くの研修をされております。職員研修の実績表をいただいたんですけども、大きく分けて職場研修と職場外研修と自己啓発、この3区分に分かれて、21項目に分かれる研修が実績として残っているわけですけども、総体的に研修を実施した後の成果などは、どんなふうにお押しされているのかお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えを申し上げます。

職員研修の成果ということのお話でございますけれども、例えば接遇研修などのように、研修後、直ちに日常の業務に結びつくような研修もございますけれども、理論ですとか概念的な考え方について学習する研修もございまして、その成果について、客観的評価を測定するということは、正直難しいというふうにお考えのところでございます。

多くの研修の場合、研修修了後、受講した者からレポートの提出を義務づけるなどしておりまして、受講者の感想や要望などについて把握して、より充実した研修となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 19年度の実績表ですか、これを見ますと、7番目の法令実務というのがございます。これ10月の18日、19日、2日間でやられた研修なんですけれども、この対象者の中に全職員と書いています。そして昨年の実績は、9名がその対象になっていたということなんですけれども、この全職員というのは、何年かのスパンで全職員が受けるということなのか、それとも全職員を対象にして、たまたま希望した9名だけが、この研修に参加したということなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御案内の法令実務研修の中身でございますが、これらにつきましては、いわゆる主査職を基本の対象といたしまして、条例・規則等々の制定・改廃、更には行政上の課題に対する法令上の取り扱いについて研修をなしているものでございまして、これにつきましては上川北部の合同の開催によりまして、年1回2日間の枠ということで開催しているものでございまして、実績におきまして、委員ただいま御案内のございました、本市におきましては9名の参加を得て実施したと。全体としては27名でございますが、そういった形で毎年定期的に主査職を対象とした形で開催をしているということでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それから、これは8月22日に、同じように上川北部市町村合同でメンタルヘルス研修というのをやっておられますね。これには職場のストレス、それからストレスマネジメントについてという、こういう研修をなさっているわけですが、この職場におけるストレスというのは、かなり大変なものなんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えしたいと思います。

確かに最近、行政を取り巻く行政課題というのが、いつの時代もそうかもしれませんが、特にいろいろきついものがあるのではなからうかなというふうには推察いたしますし、そういった中で、職場におけるそういったメンタル的なものを、相互に助け合いながらやっていくというふうなことが非常に重要だということで、こういった研修を設けているところでございます。

したがって、今後におきましても、精神的に病んでくるだとか、そういったことのないような職場の改善に努めてまいりたいというふうには考えている次第でございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私、なぜこれをお聞きしたかといいますと、これは土別の市役所のことということではなくて、こんなことを聞いたことがあるんですね。とても精神的に疲れると。管理職になれと言われるのが嫌だという、そういうような話も実は聞いたことがあるんですよ。ですから、私が一番心配なのは、管理職が疲れてしまいますと、これはなかなか職場全体が活気ある職場というふうには言えないのかなと、そんな感じがするんですね。私も勤めていて、そういう役職にはつきたくないという、そういうような声なども何度か聞いたたりしております。今、御承知のように、非常に情報が発達していて、そして悪いことと云ったら、とにかくわっと広がっていく。聞いてみると、いやそんなに騒ぐほどでもなかったのではないのかなんてというような事例も、これはやっぱり多少あるような気がします。

そういった意味で、管理職の皆さんも、一般職の方ももちろんそうでありますけれども、余り疲れないような、そういうような環境も必要なのかなと。そんなことがあって、老婆心ながらこの部分は聞かせていただきました。

それで、この21番に自主研修グループで4つございますね。一二三の会というんですか、それから技術会、バラエティー研究会、地方自治土曜講座受講と4つありますけれども、これは大体何人ぐらいの方がグループをつくって、そして予算措置はどの程度なさっておられるのかお伺いしたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えを申し上げます。

自主研修グループの関係でございますけれども、今、委員さんのほうからお話がございましたように、4グループございます。まず地方自治土曜講座受講というグループについてですが、このグループにつきましては、グループ員が9名おります。内容としましては、地方

自治土曜講座実行委員会と北海道自治体各会が主催いたします地方自治土曜講座の受講など、地方自治に関する理論、実践例を多角的に学ぶことにより、地方分権の時代を担う能力の開発を行うということを目的として活動してございます。

それから、技術会、このグループにつきましては、25名が加入しております。このグループにつきましては、現場視察を通じて最新の建設技術等のあり方を研究して、技術水準の向上に役立てようということを目的としてございます。

それから、パラエティー研究会でございますけれども、このグループにつきましては、グループ員が16名となっております。地域が抱える課題とその解決の方向性について研究することを目的としているグループでございます。

それから、最後に4つ目なんですけれども、一二三の会ということで、グループ員が8名となっております。学習会等の開催を通じて、行政にかかわる職員のあり方を研究することを目的としたグループでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） これは何かの形で多分内容が明らかにされているのかもしれませんが、私はこういった職員が自主的に仕事にかかわる、地域にかかわるこういった学習・研さんを重ねているということは、こういった形で、やはり市民の皆さんに公表したほうがよろしいのではないかなと、そんな感じがするんですね。過去にこういった内容を公表した事例があるかどうか、それをひとつ教えていただきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

この自主研修グループでございますが、かつては、旧士別市の部分でございますが、6つか7つほどあったかと思えます。公表ということでございますが、熱研グループというような、私の記憶が確かであれば、そういった組織もございまして、そういう方々が庁舎の暖房等々に関して技術開発をして、利便性の向上を図ったというような実績があるということで、個別の団体等におきまして、市民の方々との接触は当然抜かれているかとは思いますが、これら活動の内容について、市民の方々に対する公表というような研修の中身ではないということで御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それでは、市民に対してでなくて、部内で例えば全体周知を図るなんていうような、そういうような扱いは過去にされたことはあるんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） ただいまの御質問でございますが、活動の実績というものは、私ども総務課のほうで取りまとめて、こういう形で研修の組み立てをするときには、当該構成員の職

員の皆様方にはお知らせしますが、全職員に対しての公表ということには行っていない状況でございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） これは全く私の主観的な感じ方になりますけれども、職場を活性化させるだとか、それから市役所の個々の職員が業務以外にどんなことをやっているかなどということは、やはりこれは積極的に周知をして、そして実際にこうやって時間を割いて関連する知識を深めて、そして仕事に役立たせよう、こういうようなことであれば、こういった意欲のあらわれの結果として、これは例えばこの市役所全体に周知して、そして職員にそういった啓蒙を図るだとか、それからそれがだんだん充実してくれば、これはやっぱり市民に、ひょっとするとまちづくりに何かかかわるヒントがあるかもしれない。そういった意味では、こういった職員研修の成果を全体に知らせるといふ、そういうような取り組みも、私はあってしかるべきではないかなと、そんな感じがするんです。

ですから、このことについての考え方と、それからこの予算がどの程度使われているのか自主研修グループの活動に対して、これちょっと、概算で結構ですから、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

まず、職員研修、さまざまな内容がございますけれども、私どもが職員を指定して当該研修に出させる場合、みずからの参加意思を持ってその研修に挑む場合、多々ございます。そうした中で、研修を実施された段階におきましては、職場研修なりそういった中で、個々の受講した職員が全体の業務の遂行に当たる中でのヒントですとか、それらの報告というものが職場の中で出されているということで、まずは御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、そういった中身で、市全体としてのスキルアップと申しますか、そういった中身につきましては、今後とも一層体系的な形の中で、業務に反映できるようなことで進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

更に、予算の関係でございます。平成19年度の研修に要した費用といたしましては、総額で132万3,000円でございます。既に研修が終わっておりますので、これは実績として確定した数字になるかと思いますが、その内訳といたしましては、報償費で5,000円、それから旅費で30万7,000円、需用費で2万8,000円、役務費で66万6,000円、負担金で31万7,000円というような予算の執行になっているところでございます。

（発言する者あり）

委員長（柿崎由美子君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 自主研修グループのお尋ねでした。大変失礼いたしました。

自主研修グループにつきましては、旧土別市におきましては、当初の旅費ですとかそういった

た手当と申しますか、そういうことは実施していたわけでございますけれども、大変厳しい財政状況ということで、これらのものにつきまして、自主研修として職員がみずから行う行為に関しましては、平成16年度から、これらの助成措置というものを補助金という形で充てておりましたけれども、凍結をいたしておるところでございます。そこで実際に市外に出て、いろいろな研修をとり進めるという中身につきましては、公用車の使用ですとか職務専念義務免除措置ということを行っている状況でございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私かつて、多分本会議だったと思いますけれども、トヨタの何ていう会長さんでしたか、ツツミさんと言いましたか、育てる文化という、そのことをちょっとお話ししたことがありますけれども、やはり人材育成をどうするかという、これは一定の公式はないわけでありまして、とにかく管理監督をする立場の人は、若い職員に自信を持たせるという意味で、こういった積極的にいい研修をやっているときには、いい悪いというのは、これはなかなか、それは評価の分かれるところでありましようけれども、やはり褒めて、そして人材を育てていくという、そういうような配慮をぜひお願いしたいものだ、そう思います。これは意見として申し上げます。

それからもう1点は、墓地の移転事業について御質問をさせていただきます。

平成20年度の予算は、64万9,000円計上されております。そして計画数は、墓碑が5つ、それから墳墓が5個、それから土葬体の墓所が1の合わせて11の計画数が予定されているようであります。これは今、東山の墓地に現在数どれくらいあるのか教えていただきたいと思っております。

委員長（柿崎由美子君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） お答えいたします。

東山墓地につきましては、当初907名の使用者がおりました。それで昭和51年に霊園の供用開始に伴いまして、昭和55年、屯田墓地の移転開始を最初に、昭和60年から東山墓地移転が開始されたわけでありまして、今現在、191名の使用者が東山墓地に存在するというような内容であります。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうすると、今の東山の墓地から完全に移転が終わるのは、どれくらいの年数がかかるんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 具体的には、これまでも墓地使用者の方々に対しまして、墓碑の移転等についての看板設置、更にはお墓参りの折々に周知を図ってきたところでもありまして、東山墓地から墓石の移転及び墓所の返還について、過去に文書でお願いをした経過がございます。ただ、現実の問題としまして、移転事業の趣旨には御理解をいただくわけでありまして、経済的には難しいというような事例も実際ございます。更には多くの使用者が本市

に在住していない状況、更には他市町村への戸籍調査の照会、更には縁故者からの情報提供など、今後、時間的な経過が相当かかるであろうというような予測もしておりまして、随時、移転完了までには、ある程度の時間を要するだろうというふうに推測をしております。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） この関係については、総合計画では前期5年間で2,219万6,000円の予定額が示されておりますし、後期では1,950万円の予定額が示されております。大体想定としては、前期・後期合わせて10年の間には、何とかしたいという思いがあるんでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 総合計画に載っております総事業費4,169万6,000円につきましては、東山墓地移転のほかにしべつ霊園の造成、こういった事業費も含まれた金額でございます。それで総合計画の中では、前期対策の中で何とか移転を終えたいというふうには考えておりますけれども、先ほど述べましたとおり、なかなか土別以外におられる方のお話ですとか、経済的な理由もあり、基本的には前期5カ年の中で、何とか移転完了というような形で鋭意努力をしたいというふうに考えております。

委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 墓地の移転というのは、それぞれ所有者が高齢になっていたり亡くなっておられたり、それから連絡がつかないだとか難しい部分があるんだらうと思います。御苦労は重々承知しながら、ひとつ鋭意努力をして何とか、あそこも本当に市民憩いの広場になるような場所にしていただきたいということを、私のほうからお願いを申し上げて、私の総括質問を終わりたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。

まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会は、これをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時42分閉議）